

1. 議事日程

(平成20年第1回安芸高田市議会3月定例会第1日目)

平成20年2月19日
午前10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第4 同意第1号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第5 同意第2号 安芸高田市固定資産評価員の選任の同意について
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第2号 安芸高田市一般職の任期付職員の採用に関する条例
- 日程第8 議案第3号 安芸高田市職員の自己啓発等休業に関する条例
- 日程第9 議案第4号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第5号 安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第6号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第7号 安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第8号 安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第9号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第10号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
【ふれあいセンターいきいきの里ほか56件 再指定】
- 日程第16 議案第11号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
【横田地域活動拠点施設ほか1件 新規】

- 日程第 1 7 議案第 1 2 号 広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び組合規約の変更について
- 日程第 1 8 議案第 1 3 号 広島県市町公務災害補償組合の解散について
- 日程第 1 9 議案第 1 4 号 広島県市町公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 2 0 議案第 1 5 号 安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議案第 1 6 号 安芸高田市市民センター建設基金条例を廃止する条例
- 日程第 2 2 議案第 1 7 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 2 3 議案第 1 8 号 財産の無償貸付について
- 【地区集会所関係】**
- 日程第 2 4 議案第 1 9 号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 5 議案第 2 0 号 安芸高田市記号式投票に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 6 議案第 2 1 号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 7 議案第 2 2 号 安芸高田市の特定の事務を取扱わせる郵便局の指定等について
- 日程第 2 8 議案第 2 3 号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 9 議案第 2 4 号 安芸高田市後期高齢者医療に関する条例
- 日程第 3 0 議案第 2 5 号 安芸高田市老人医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 1 議案第 2 6 号 安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 2 議案第 2 7 号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 3 議案第 2 8 号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 4 議案第 2 9 号 安芸高田市保健センター条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 5 議案第 3 9 号 安芸高田市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

- 日程第 3 6 議案第 3 0 号 安芸高田市ひろしまの森づくり基金条例
- 日程第 3 7 議案第 3 1 号 安芸高田市農業振興地域整備計画審議会条例を廃止する条例
- 日程第 3 8 議案第 3 2 号 安芸高田市採石業の適正な実施の確保に関する条例
- 日程第 3 9 議案第 3 3 号 安芸高田市営若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 0 議案第 3 4 号 工事委託契約の変更について
【安芸高田市特定環境保全公共下水道八千代浄化センター
建設工事】
- 日程第 4 1 議案第 3 5 号 字の区域の変更について
【地籍調査事業】
- 日程第 4 2 議案第 3 6 号 市道の認定について
【市道大峠線ほか 1 路線】
- 日程第 4 3 議案第 3 7 号 権利の放棄について
- 日程第 4 4 議案第 3 8 号 財産の無償貸付について
【高宮地区工業団地関係】
- 日程第 4 5 議案第 4 0 号 平成 1 9 年度安芸高田市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 4 6 議案第 4 1 号 平成 1 9 年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 4 7 議案第 4 2 号 平成 1 9 年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 4 8 議案第 4 3 号 平成 1 9 年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 4 9 議案第 4 4 号 平成 1 9 年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 5 0 議案第 4 5 号 平成 1 9 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 5 1 議案第 4 6 号 平成 1 9 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別
会計補正予算 (第 3 号)

- 日程第 5 2 議案第 4 7 号 平成 1 9 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 5 3 議案第 4 8 号 平成 1 9 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 5 4 議案第 4 9 号 平成 1 9 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 5 議案第 5 0 号 平成 1 9 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 5 6 議案第 5 1 号 平成 1 9 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 7 議案第 5 2 号 平成 1 9 年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 8 議案第 5 3 号 平成 2 0 年度安芸高田市一般会計暫定予算
- 日程第 5 9 議案第 5 4 号 平成 2 0 年度安芸高田市国民健康保険特別会計暫定予算
- 日程第 6 0 議案第 5 5 号 平成 2 0 年度安芸高田市老人保健特別会計暫定予算
- 日程第 6 1 議案第 5 6 号 平成 2 0 年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計暫定予算
- 日程第 6 2 議案第 5 7 号 平成 2 0 年度安芸高田市介護保険特別会計暫定予算
- 日程第 6 3 議案第 5 8 号 平成 2 0 年度安芸高田市介護サービス特別会計暫定予算
- 日程第 6 4 議案第 5 9 号 平成 2 0 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計暫定予算
- 日程第 6 5 議案第 6 0 号 平成 2 0 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算
- 日程第 6 6 議案第 6 1 号 平成 2 0 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計暫定予算
- 日程第 6 7 議案第 6 2 号 平成 2 0 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計暫定予算
- 日程第 6 8 議案第 6 3 号 平成 2 0 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計暫定予算
- 日程第 6 9 議案第 6 4 号 平成 2 0 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計暫定予算
- 日程第 7 0 議案第 6 5 号 平成 2 0 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計暫定予算
- 日程第 7 1 議案第 6 6 号 平成 2 0 年度安芸高田市水道事業会計暫定予算

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
6番	川角一郎	7番	塚本近
8番	赤川三郎	9番	松村ユキミ
11番	藤井昌之	12番	青原敏治
13番	金行哲昭	14番	杉原洋
15番	入本和男	16番	山本三郎
17番	今村義照	18番	玉川祐光
19番	岡田正信	20番	亀岡等
21番	渡辺義則	22番	松浦利貞

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

20番	亀岡等	21番	渡辺義則
-----	-----	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長	児玉更太郎	副市長	藤川幸典
総務企画部長	新川文雄	政策推進部長	田丸孝二
市民生活部長	平下和夫	福祉対策推進部長兼福祉事務所長	廣政克行
地域経済推進部長	清水盤	産業建設部長兼公営企業部長	金岡英雄
教育長	佐藤勝	教育次長	益田博志

消 防 長	竹 川 信 明	八千代支所長	榎 原 秀 克
美土里支所長	清 水 勝	高 宮 支 所 長	近 藤 一 郎
甲 田 支 所 長	垣 野 内 壯	向 原 支 所 長	田 口 茂 利
総 務 課 長	高 杉 和 義	行政経営課長	森 川 薫
会 計 管 理 者	立 田 昭 男	教育参事兼安芸高田 少年自然の家所長	永 井 初 男

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（3名）

事 務 局 長	増 本 義 宣	議 事 調 査 GL	児 玉 竹 丸
書 記	倉 田 英 治		



午前 10時00分 開会

○松浦議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより平成20年第1回安芸高田市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。
事務局長 増本義宣君。

○増本事務局長

議長。

諸般の報告をいたします。

第1点、市長並びに教育委員長より、本定例会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より3千万円以上、1億5千万円未満の工事請負契約締結についての報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配布いたしておりますので、ご了承ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

○松浦議長

以上をもって諸般の報告を終わります。

続いて市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

平成20年第1回定例議会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

既に昨年12月の定例議会におきまして、私の進退については表明をさせていただいたところですが、今定例議会が私の安芸高田市長としての最後の定例会になりました。

安芸高田市の初代市長として、合併後の市政を担ってまいりましたが、市議会議員の皆様を初め、一方ならぬご理解とご協力をいただきました。おかげをもちまして、大きな混乱もなく市政を軌道に乗せることができ、心から感謝を申し上げます。

また、市民の皆様には、合併という基礎自治体の大きな変革の中で、いろいろな不安もおありになったと思いますが、ご理解とご協力をいただき、協働のまちづくりの一步を踏み出すことができたと思います。市民の皆様のご理解とご協力に心から感謝を申し上げます。

振り返って見ますと、私の地方自治にかかわる人生は、高宮町議会議員に35歳でならせていただき、3期務めたわけですが、3期目は議長をさせていただきました。高宮町長を46歳から足かけ6期、24年務めさせていただきました。安芸高田市長を4年務めさせていただきました。通算しますと足かけ、首長を28年務めさ

せていただいたということになりますし、議会からいいますと40年間長い間、地方自治にかかわりを持たせていただいたように思うわけです。その前に29歳で、もとの来原農協の専務にならせていただいておりますので、それも含めますと、随分長い間、本当に皆さんにお世話になって今日まで来たなという考えがするわけです。

とりわけ、高田郡の6町の合併と安芸高田市の誕生、そして安芸高田市を軌道に乗せるこの4年間は、私の地方自治に関する人生の中で、最も重要な1ページだったというように考えております。

高田郡6町の合併は、6町の町長さんや3役の皆さん、議会議員の皆さんのご尽力と市民の皆様のご理解の中で、極めてスムーズに合併することができ、全国でもモデル的なケースとして広く知られるようになりました。

また、合併後においては、合併協議において最重点事業として設定をいたしました向原町への特別養護老人ホームの建設、第2庁舎総合文化保健福祉施設を竣工させることができ、もう一つの3つ目の課題でした、広域の葬斎場も建設場所を決定していただき、地元交渉を進める段階にさせていただいております。また、広島市や東広島市に隣接している地理的条件を生かして、国道54号の可部バイパスの完成、また東広島市への地域高規格道路の着工等、予定どおり進んでおります。この2つの道路交通網が整備できると、広島市へ隣接しておりますという条件と、それから東広島市へも30分で行ける道路網ができるということで、現在、国が計画をしております、前の計画からいいますと、全国総合開発計画第5次になろうかと思いますが、今この全総というのは、全国国道形成計画というように今回からは変わってきておるわけですが、いずれにしても戦後10年10年で続いた全総の延長であるわけでございまして、この全国国道形成計画の中でも、都市に隣接して非常に環境のいい地方、これは2地域居住という新しいライフスタイルができるのではないかと、全国国道形成計画の2地域居住というのは、ご存知のように、例えば広島市に住んでいる人が、安芸高田市にセカンドハウスを求めて、週末は安芸高田市で過ごすということですが、私はそれもいいのですが、その逆が私は一番望ましいと、安芸高田市に住んで広島に通ったり、東広島へ通うという理想的な地域興しの条件が揃いつつあるというように考えておりました。今後この大きな2つの道路網の整備というのは、安芸高田に大きな活力をもたらすものであろうというように考えておりますので、今後ともその運動は引き続いてやっていく必要があると考えております。

また、安芸高田市のまちづくりのスローガンであります、人・輝く安芸高田を具体化する住民自治組織は、32の組織が誕生いたしました。その活動も軌道へ乗っておりまして、先般のまちづくりフォーラムの状況等を見ますと、それぞれの地域で、自分たちで考えたまちづ

くりを自分たちでしておられるというのは、定着しつつあるというように考えております。また昨年の3月には毎日新聞の東京本社で表彰式がありましたが、毎日自治大賞の優秀賞に全国で3つ選ばれたわけですが、今年1月1日現在で市町村は合併によって、1,788市町村になりますから、この1,788市町村の中から選ばれて、3つの中に入ったというように我々は考えておるわけです。

今、このように思い返しますと、合併後の安芸高田市の運営を軌道に乗せるという最小限のことはできたのではないかと思うわけです。

しかしながら、安芸高田市の将来が決して磐石ではないことは、議員の皆様には十分ご承知していただいているところであります。

現在でも、職員の給与や議員の皆様の報酬をカットさせていただいて財政運営をしていく状況です。特に、合併後11年目を迎えます、平成26年には合併特例がなくなるということで、それまでは交付税は余り減さないということですが、10年たって合併特例がなくなる平成26年から始まる交付税の合併特例加算措置の廃止による影響は、平成31年度には年間22億円前後になると思うわけでございまして、今80数億ある交付税が22億減ることになると、大変我々としては財政運営に困るわけですが、現実にはそういう状況が出てくるわけです。これだけの一般財源を毎年、22億を捻出するというのは並大抵の努力ではなし得ないというように考えております。昨年度策定いたしました財政健全化計画を常にローリングしながら、行財政改革を確実に実施していく必要があるかと思うわけです。

今、全国から安芸高田市の住民自治組織とその活動についての視察が相次いでいます。安芸高田市のこの取り組みは、住民自治のあり方、ひいては自治体経営のあり方を示すものとして全国的に注目をさせているというようにも見えます。

昨日も京都大学の星野という教授がみえまして、もと岡山大学におられて、ここへもたびたび来られたことがあるわけですが、滋賀県の市町村を連れて安芸高田市の状況を研究に来たんだということで、私のところへも1時間ばかり話をさせていただいたわけですが、全国でこのような試みというのはされておりますが、なかなかうまくいっておるところが少ないというような状況であるわけです。

安芸高田市民は自信を持って、住民自治組織とまちづくり委員会を基盤にした協働のまちづくりを、息の長い取り組みとして行っただきたいと思っております。

さて、平成20年度予算につきましては、ご案内しておりますとおり、3カ月間の暫定予算を提出することとしております。したがって、当初3カ月の経常的経費と年度当初契約せざるを得ない事務事業にかかる経費を予算化したものであります。この間議会の皆様と協議してまいりました政策的な事業については、新しい市長にしっかりと引き継いでまいりたいというように考えております。

新市長の施策とあわせて具体化していただきたいと思っております。
また、本定例会には行政運営上必要な68の議案を提出させていただきます。よろしくご審議を賜りたいと思います。

最後になりましたが、この4年間安芸高田市の運営にともにご尽力をいただきました議員の皆様、市政への深いご理解とご協力をいただきましたすべての市民の皆様、また私を支えていただきました、すべての職員の皆様に感謝を申し上げ、私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○松浦議長 以上をもって行政報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、  
20番 亀岡等君、21番 渡辺義則君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○松浦議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、ご協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長杉原洋君の報告を求めます。

○杉原委員長 議長。

○松浦議長 はい。

○杉原委員長 失礼いたします。

平成20年第1回定例会の運営につきまして、去る2月12日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定をいたしましたので報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日から3月14日までの、25日間といたしました。

議事の都合により、2月21日から2月26日まで、及び3月1日から3月13日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、同意2件、諮問1件、議案65件、計68件と任期満了に伴う選挙管理委員及び補充委員の選挙1件でございます。

議案審議についてでございますが、議案第2号から議案第39号までについては、お手元の付託表のとおり、それぞれ各所管ごとに一括して上程し、提案理由の説明の後に一括して質疑を受け、各常任委員会に付託することといたしました。

さらに、議案第53号から議案第66号までの、平成20年度一般会計暫定予算ほか特別会計暫定予算等、14件の暫定予算案については、一括して上程の後、一括質疑を受け、その後議長を除く19名で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

その他、議案第40号から議案第52号まで、13件の補正予算案と同意2件及び諮問1件の計16件については、付託を省略することといたしました。

予算審査特別委員会の審査は、3月11日までに終了するよう運営方よろしくお願いいたします。

一般質問の取り扱いについては、明日正午の締め切り後に、委員会を招集いたし協議をいたします。

なお、各種要望書等について、各委員会において審査のうえ、採択となりましたら最終日に発議案件として提案されますこと、あわせて申し添えさせていただきます。

以上、報告を終わります。

○松浦議長

お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期は25日間とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は25日間と決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○松浦議長

日程第3、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦にすることに決定をいたしました。

続いてお諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員には、武永静夫君、沖本守君、沖野洋美君、岸野友夫君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました諸君を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、武永静夫君、沖本守君、

沖野洋美君、岸野友夫君が選挙管理委員会委員に当選をされました。

選挙管理委員会委員補充員には、益田弘幸君、加藤學君、新保道夫君、谷林紀子さん、以上の諸君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました諸君を、選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、益田弘幸君、加藤學君、新保道夫君、谷林紀子さんが、選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 同意第1号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○松浦議長 日程第4、同意第1号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議長。

議案名が安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてです。

本件は、安芸高田市固定資産評価審査委員会の委員でございました竹田健市氏が、一身上の都合により、本年2月7日付で委員を辞職をされましたので、補欠の委員に木原張登氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

木原氏は、向原町にお住まいでございまして、財務省中国財務局勤務を経て、現在は行政書士として活躍されており、豊富な知識と経験を有し、人格・識見ともに優れた方で、安芸高田市固定資産評価審査委員会の委員として、適任であると確信をしております。

なお、任期につきましては、前任者の任期期間の平成22年6月14日までです。

よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 以上で提案理由の説明を終わります。

この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 異議なしと認め、さよう取りはかかります。

お諮りします。

これより同意第1号、安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についての件を採決いたします。

本件は、これに同意することに、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 異議なしと認め、よって、本件はこれに同意することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 同意第2号 安芸高田市固定資産評価員の選任の同意について

○松浦議長 日程第5、同意第2号、安芸高田市固定資産評価員の選任の同意についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議長。

議案名、安芸高田市固定資産評価員の選任の同意についてです。

本件は、安芸高田市固定資産評価員でありました増元正信前副市長の辞職に伴い、後任の評価員として藤川幸典副市長を選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものです。

よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 以上で提案理由の説明を終わります。

この件に関しましては質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 異議なしと認め、さよう取りはからわせていただきます。

お諮りいたします。

これより同意第2号、安芸高田市固定資産評価員の選任の同意についての件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○松浦議長 日程第6、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議案名が人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてです。

本件は、人権擁護委員の後任候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるも

のです。

人権擁護委員の早稲田浩三さんが平成19年12月31日に任期満了を迎えるにあたり、昨年9月の定例議会で再任推薦することの諮問議案にご同意をいただき、法務局において委嘱手続を進めておりましたが、昨年11月末に本人より健康上の理由から次期活動が困難であるとの申出が広島法務局三次支局になされました。このため再度後任候補者の選任が必要となりました。

このため、早稲田委員の後任候補者として、改めて甲田町下小原の山本康則さんを推薦するものです。

山本康則さんは、吉田高等学校教諭として勤務され本年3月末をもって定年退職をされる予定ですが、この間、高校のクラブ活動を通して青少年の健全育成に熱心に取り組んでおられます。

また、人権問題に対しても十分な理解があり、熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただいているところです。人権擁護委員として適任であると判断し推薦するものです。

よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この件に関しましては質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、そのように取りはかかります。

これより諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第2号 安芸高田市一般職の任期付職員の採用に関する条例

日程第8 議案第3号 安芸高田市職員の自己啓発等休業に関する条例

日程第9 議案第4号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第5号 安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第6号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第7号 安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 1 3 議案第 8 号 安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 9 号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 議案第 1 0 号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について  
【ふれあいセンターいきいきの里ほか 5 6 件 再指定】
- 日程第 1 6 議案第 1 1 号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について  
【横田地域活動拠点施設ほか 1 件 新規】
- 日程第 1 7 議案第 1 2 号 広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び組合規約の変更について
- 日程第 1 8 議案第 1 3 号 広島県市町公務災害補償組合の解散について
- 日程第 1 9 議案第 1 4 号 広島県市町公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 2 0 議案第 1 5 号 安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議案第 1 6 号 安芸高田市市民センター建設基金条例を廃止する条例
- 日程第 2 2 議案第 1 7 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 2 3 議案第 1 8 号 財産の無償貸付について  
【地区集会所関係】
- 日程第 2 4 議案第 1 9 号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 5 議案第 2 0 号 安芸高田市記号式投票に関する条例の一部を改正する条例

○松 浦 議 長 日程第 7、議案第 2 号、安芸高田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の件から日程第 2 5、議案第 2 0 号、安芸高田市記号式投票に関する条例の一部を改正する条例の件まで、1 9 件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長 議案第 2 号から議案第 2 0 号までの提案理由について説明を申し上げます。

最初に議案第 2 号、安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例についてです。

本案は、平成 1 4 年に制定されました、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、高度の専門性を備えた民間人

材の活用や、期限が限定される専門的な行政ニーズに対応するため、一定の任期を定め職員を採用していくため、必要な条例を新たに整備するものです。

次に、議案第3号、安芸高田市職員の自己啓発等休業に関する条例についてです。

本案は、平成19年に一部改正された、地方公務員法に基づき、職員が自己啓発を目的とする大学、大学院、短期大学及び専修大学等での就学や、国際貢献活動に従事するため期間を定め休業することを認める制度です。条例として新たに制定するものです。

次に、議案第4号、安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本案は、平成19年に一部改正された、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、少子化対策や子育て支援の施策として、公務においても長期間にわたる育児と仕事の両立が図れるよう、小学校就学前の子どもを持つ者を対象に、1週間の勤務時間を一定程度短縮できるとする、短時間勤務制度の導入を図るため、既定の条例の一部を改正するものです。

次に、議案第5号、安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、さきに提案しております議案第2号、安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例と議案第4号、安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に関連し、既定の条例の文言等を整理すると同時に、必要な事項を追加するため改正を行うものです。

続きまして、議案第6号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本案は、非常勤特別職に行政嘱託補助員など6つの職を新たに設置すると同時に、活動、機能していない委員会や協議会の委員を整理し、削除するために既定の条例の一部を改正するものです。

次に、議案第7号、安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本案は、市長を初めとする3役の給料月額を、平成19年度に続き平成20年度でも減額措置を講じるため、既定の条例の一部を改正するものです。

厳しい財政状況を踏まえ、市長は15%、副市長は13%、教育長は10%の減額率を引き続き定めるものです。

次に、議案第8号、安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本案は、安芸高田市職員の給料月額を、平成19年度に続き平成20年度でも減額措置を講じるため、既定の条例の一部を改正するもの

です。

厳しい財政状況を踏まえ、職員においては平成17年度及び平成19年度に続きまして、3回目の減額措置となる条例改正で、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間、部長級で6%、次長及び課長級で5%、主幹で4%、主査から主任主事までで3%、主事で1%の減額率をそれぞれ定めるものです。

次に、議案第9号、安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例についてです。

本案は、平成20年度に広島県から権限移譲される事務に伴い、理容所検査手数料を初めとする15の手数料を新設するため、既定の条例の一部を改正するものです。

なお、このたびの改正に合わせ、別表に定めている手数料について、事務処理ごとに並べ替えると同時に、説明を加えるなど、必要な整理を行ってまいりました。

次に、議案第10号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定についてのうち、ふれあいセンターいきいきの里ほか56件、再指定についてです。

本案は、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続きに関する条例の規定により、ふれあいセンターいきいきの里ほか56件の施設について、指定管理者を再指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

なお、今回の指定手続きでは、昨年12月の定例会で議決をいただきましたように、指定期間を最大5年まで可能としたことから、施設の設置目的や特性などを考慮し、引き続き1年間としたものが14施設、3年間としたものが32施設、5年間としたものが11施設となっております。

次に、議案第11号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定についてのうち、横田地域活動拠点施設ほか1件、新規についてです。

本案は、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続きに関する条例の規定により、施設の管理について新たに指定管理者の候補者を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

このたび議決を求める施設は、横田地域活動拠点施設と川根ゆず加工施設です。

これらの施設は、設置目的や経緯、地域とのかかわりから考慮し、横田地域活動拠点施設は1年間で横田振興会へ、川根ゆず加工施設は3年間で川根振興協議会へ管理を行わせようとするものです。

次に、議案第12号、広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び組合規約の変更についてです。

本案は、市町村合併に伴い市町の数が増減したことを受け、事務の

合理化を図るため、市町公務災害補償組合は解散し、これを退職手当組合と統合し、本年7月1日をもって新たに市町総合事務組合を設立するための必要な手続きを行うものです。

次に、議案第13号、広島県市町公務災害補償組合の解散についてです。

本案は、さきに議案第12号で提案説明しましたように、広島県市町公務災害補償組合を解散するために、必要な手続きを行うものです。

次に、議案第14号、広島県市町公務災害補償組合の解散に伴う財産処分についてです。

本案は、さきに議案第12号及び議案第13号で提案説明しましたように、広島県市町公務災害補償組合を解散するために、必要な手続きを行うもので、市町公務災害補償組合の財産については、本年7月1日以降すべてのものを、新たに設立する広島県市町総合事務組合に帰属させるものです。

次に、議案第15号、安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例についてです。

本案は、平成20年からの後期高齢者医療制度の開始に伴い、本市における関係の会計処理を行うため、新たに安芸高田市後期高齢者医療特別会計を設置するものです。

次に、議案第16号、安芸高田市市民センター建設基金条例を廃止する条例についてです。

本案は、合併時に市民センター建設を目的とする基金を設置しておりましたが、クリスタルアーヂョの建設により、目的を達成したため、これを廃止するものです。

次に、議案第17号、財産の無償譲渡についてです。

本案は、行財政改革の一環として、また、地方自治法に規定される公の施設として適正な運用を図るため、一昨年から取り組みを進めております公の施設の見直しについて、見直しの推進方針に基づき小規模集会施設の管理形態の見直しを実施するもので、現在、市条例で地区集会所として規定しております集会施設のうち、とりわけ地域に密着した施設について、集会所の建物等を地元が無償でお譲りし、地域の財産として一層有効に利活用をしていただくため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第18号、財産の無償貸付で地区集会所関係についてです。

本案は、議案第17号で提案説明をしましたことに関連し、地元移管を進める小規模な集会施設で、その用地が市有の土地であるものについて、受け入れをしていただきます地元自治会等は無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第19号、安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一

部を改正する条例についてです。

本案は、議案第17号及び議案第18号で提案説明しましたことに関連し、地区集会所の管理形態の見直しを実施することに伴い、既定の条例の一部を改正するものです。

主な改正点としましては、条例の内容を指定管理者制度の導入にも対応できるように条文の整備をすると同時に、地元への移管作業を進めている集会施設については、別表から削除し整理するものです。

次に、議案第20号、安芸高田市記号式投票に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本案は、市長選挙に用いることとしている記号式投票について、公職選挙法の改正に基づき、既定の条例の一部を改正するものです。

以上、19議案について、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本19件については、総務企画常任委員会に付託をいたします。

この際、11時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時50分 休憩

午前 11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第21号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

日程第27 議案第22号 安芸高田市の特定の事務を取扱わせる郵便局の指定等について

日程第28 議案第23号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

日程第29 議案第24号 安芸高田市後期高齢者医療に関する条例

日程第30 議案第25号 安芸高田市老人医療費助成条例の一部を改正する条例

日程第31 議案第26号 安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

日程第32 議案第27号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

日程第33 議案第28号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 3 4 議案第 2 9 号 安芸高田市保健センター条例の一部を改正する条例

日程第 3 5 議案第 3 9 号 安芸高田市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

○松 浦 議 長 日程第 2 6、議案第 2 1 号、安芸高田市税条例の一部を改正する条例の件から日程第 3 5、議案第 3 9 号、安芸高田市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例の件までの、1 0 件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長 議案第 2 1 号から議案第 2 9 号まで及び議案第 3 9 号の提案理由の説明をいたします。

最初に、議案第 2 1 号、安芸高田市税条例の一部を改正する条例についてです。

本案は、適用を誤っておりました個人市民税の均等割の軽減措置について、長年、据え置かれていた状況を踏まえ、現在の社会情勢に合わせた制度とするため、適用範囲と額の改正を行うものです。

次に、議案第 2 2 号、安芸高田市の特定の事務を取扱わせる郵便局の指定等についてです。

本案は、平成 1 9 年 1 0 月 1 日の郵政民営化・分社化に伴い、納税証明書の交付など安芸高田市が行う特定の事務を郵便局株式会社中国支社の受け持ち区域内の郵便局を指定して行わせるものです。地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律、第 3 条第 1 項及び第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第 2 3 号、安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてです。

本案は、安芸高田市の介護保険料について、平成 1 6 年度、1 7 年度の税制改正の影響を受けた高齢者に対する激変緩和策を、平成 2 0 年度まで延長するものです。

平成 1 9 年 1 2 月 1 2 日に、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令が公布され、平成 1 6 年度と 1 7 年度の税制改正の影響を受けた高齢者に対する、介護保険料の激変緩和措置を延長することが可能となりました。

市では、平成 1 8 年度、1 9 年度の 2 カ年の間、激変緩和措置を行ってきましたが、国の政令改正を受け、1 9 年度の水準でもう 1 年延長したいとするものです。なお、財源につきましては、介護給付費準備基金の取り崩しで充当したいと考えております。

次に、議案第 2 4 号、安芸高田市後期高齢者医療に関する条例についてです。

本案は、医療制度改革関連法の成立に伴い、新たに後期高齢者医療

制度が、本年4月から施行されることから、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、本市が行う事務に関する事項及び保険料の徴収に関する事項等について条例で定めるものです。

次に、議案第25号、安芸高田市老人医療費助成条例の一部を改正する条例についてです。

本案は、平成20年4月1日より、老人保健法に変わる高齢者の医療の確保に関する法律が新たに施行されることに伴い、既定の条例の字句等の整理及び必要項目の追加を行うものです。

次に、議案第26号、安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてです。

本案は、平成20年4月1日から老人保健法に変わり、新たに高齢者の医療の確保に関する法律が施行されることに伴い、既定の条例の字句の整理を行うと同時に、重度障害者医療費助成制度の対象者については、広島県の制度に準じて、後期高齢者医療制度への加入を、助成の条件とするよう改正を行うものです。

次に、議案第27号、安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてです。

本案は、平成20年4月1日から老人保健法に変わり、新たに高齢者の医療の確保に関する法律が施行されることに伴い、既定の条例の字句の整理を行うものです。

次に、議案第28号、安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてです。

本案は、平成20年度から施行される後期高齢者医療制度並びに各医療保険者に義務づけられた特定健康診査、特定保健指導の実施に伴い、既定の条例の関係条項についてそれぞれ改正を行うものです。

主な改正の内容は、葬祭費の支給額を広島県後期高齢者医療広域連合における葬祭費の支給額に段階的に統一するとともに、国民健康保険が行う保健事業に新たに特定健康診査等を位置づけたものです。

また、国民健康保険運営協議会の委員の定数につきましては、合併後4年が経過することや、県内の同規模市町の委員定数等を踏まえ、適正規模に減じることといたしております。

次に、議案第29号、安芸高田市保健センター条例の一部を改正する条例についてです。

本案は、現在、もとの第1分庁舎を改修し、新たに整備しております安芸高田市中央保健センターが3月に完成することから、その設置に伴い、施設の名称、位置及び所管区域について、既定の条例に追加し定めるものです。

また、施設の利用時間については、安芸高田市の執務時間を定める規則に準じ改正するものです。

次に、議案第39号、安芸高田市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例についてです。

本案は、平成20年度より吉田幼稚園において、預かり保育を実施することに伴いまして、これにかかる保育料を新たに追加し定めるものです。

以上、10議案について、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本10件については、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第36 議案第30号 安芸高田市ひろしまの森づくり基金条例

日程第37 議案第31号 安芸高田市農業振興地域整備計画審議会条例を廃止する条例

日程第38 議案第32号 安芸高田市採石業の適正な実施の確保に関する条例

日程第39 議案第33号 安芸高田市営若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例

日程第40 議案第34号 工事委託契約の変更について  
【安芸高田市特定環境保全公共下水道八千代浄化センター建設工事】

日程第41 議案第35号 字の区域の変更について  
【地籍調査事業】

日程第42 議案第36号 市道の認定について  
【市道大峠線ほか1路線】

日程第43 議案第37号 権利の放棄について

日程第44 議案第38号 財産の無償貸付について  
【高宮地区工業団地関係】

○松浦議長

日程第36、議案第30号、安芸高田市ひろしまの森づくり基金条例の件から、日程第44、議案第38号、財産の無償貸付について、高宮地区工業団地関係の件まで、9件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議案第30号から議案第38号までの提案理由について、説明を申し上げます。

最初に、議案第30号、安芸高田市ひろしまの森づくり基金条例についてです。

本案は、平成19年4月に導入された、ひろしまの森づくり県民税を原資として実施される、ひろしまの森づくり事業について、事業実施に伴う経費のうち、各年度の剰余金を基金に積み立て、次年度以降

に同事業に使うことができるようにするため、新たに基金を設置するものです。

次に、議案第31号、安芸高田市農業振興地域整備計画審議会条例を廃止する条例についてです。

本条例は、農業振興地域整備計画の変更等に伴う協議を行う審議会を設置するために、合併時に制定したのですが、現在は、本計画の変更等について審議会の設置義務がなくなっており、また、今後も審議会を設置する見込みがないため、廃止をするものです。

次に、議案第32号、安芸高田市採石業の適正な実施の確保に関する条例についてです。

本案は、平成20年度において広島県から権限移譲される事務のうち、採石業にかかる採取認可等の事務を適正に行うため、必要な事項を定めた条例を新たに制定するものです。

本条例は、自然環境及び景観の保全に配慮した岩石の採取あとの整備と砕石業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とするものです。

次に、議案第33号、安芸高田市営若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例についてです。

本案は、若者定住促進住宅建設事業の実施に伴い、国庫補助事業としての特定優良賃貸住宅整備事業を取り入れたことにより、家賃の決定等必要な事項について、条例に明記するため既定の条例の一部を改正するものです。

次に、議案第34号、工事委託契約の変更について、安芸高田市特定環境保全公共下水道八千代浄化センター建設工事についてです。

本案は、平成16年議案第49号によって議決を得た、安芸高田市特定環境保全公共下水道八千代浄化センター建設工事のうち、予定概算事業費8億7,500万円を6億5,952万円に減額変更することについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第35号、字の区域の変更について、地籍調査事業です。

本案は、平成19年度で実施しております吉田町多治比、相合の各一部の地域の地籍調査事業において、飛び地番などがあることから、字の区域を変更し整理する必要性が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第36号、市道の認定について、市道大峠線ほか1路線です。

本案は、吉田町多治比から美土里町横田へ通じる大峠線と高宮町川根から美土里町北へ通じる深谷下北線について、これまで町境から一部林道としての取り扱いであったため、このたび、全区間を市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求

めるものです。

次に、議案第37号、権利の放棄についてです。

本案は、平成10年度に旧高宮町時代の制度で貸し付けていた、中小企業資金貸付金について、債務者及び連帯保証人から貸付金を回収する権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものです。

権利を放棄する理由としましては、債務者においては、既に広島地方裁判所三次支部により、破産の手続きが終了している事実があることと、連帯保証人については、資産、所得等の調査を行った結果、債務を連帯する能力がないことが判明したためです。

次に、議案第38号、財産の無償貸付について、高宮地区工業団地関係です。

本案は、高宮地区工業団地下水道処理施設について、団地内に誘致しております企業2社に対し、土地、建物、設備を引き続き無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、9議案について、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○松浦議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本9件については、産業建設常任委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第45 議案第40号 平成19年度安芸高田市一般会計
補正予算(第4号)

○松浦議長

日程第45、議案第40号、平成19年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議案名が、平成19年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)です。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、8,221万6千円を減額し、予算の総額を203億8,236万3千円とするものです。

歳入につきましては、財産収入133万8千円、寄附金が400万円、繰入金が103万8千円、諸収入2億2,094万2千円をそれぞれ追加し、分担金及び負担金399万8千円、使用料及び手数料2,111万6千円、国庫支出金8,753万9千円、県支出金938万1千円、市債1億8,750万円をそれぞれ減額するものです。

歳出につきましては、総務費が2億2,960万円を追加し、議会

費108万1千円、民生費6,042万1千円、衛生費が1億314万7千円、農林水産業費が181万1千円、土木費1,183万2千円、消防費2,247万9千円、教育費2,916万3千円、災害復旧費6,406万6千円、公債費1,781万6千円をそれぞれ減額するものです。

また、債務負担行為の補正につきましては、住宅資金利子補給及び県委託・県道改良事業費用として、限度額2,640万円の債務負担を設定するものです。

次に、繰越明許費の補正であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業として、11事業、総額で1億1,570万円の繰越明許費の追加をするものです。

地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、24億4,710万円と定めるものであります。

以上、よろしく審議の上、適当なるご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

政策推進部長 田丸孝二君。

○田丸政策推進部長

それでは、補正予算第4号につきまして要点のご説明を申し上げたいと思います。

初めに、このたびの補正予算につきまして、さきにお配りさせていただいております、平成20年安芸高田・市議会第1回定例会、補正予算議案説明資料によりまして概要をご説明申し上げたいと思います。

1ページをお開きください。

3月の補正予算につきましては、基本的に各事務事業の確定に伴います事業費の調整、事業執行見込みに基づく予算の整理、計数の整理が基本的に主なものです。

1ページです。会計別予算の状況です。

一般会計の補正額は、8,221万6千円の減額となっておりますので、補正後の累計額は、203億8,236万3千円となり、前年同期と比べますと、91.8%で、8.2%の減となっております。また、一般会計のほかに11の特別会計及び水道事業会計の補正も計上しております。

次に一般会計の補正概要ですが、2ページをお開きください。

一般会計の歳入の予算です。

歳入補正予算ですが、減額した費目は、事務事業の精算見込みによるもので、20款の諸収入、2億2,094万2千円の増額につきましては、文化ホール建設基金廃止に伴う、基金残額収入の2億1千万円の収入で、これにつきましては、財政調整基金、減債基金にそれぞれ積立をいたすこととしております。

3ページをお開きください。

歳出予算です。右の備考欄に款ごとの主な増減要因を記載しております。なお、補正の要点説明につきましては、後ほど、予算書の事項別明細書によりまして、ご説明をしたいと思います。

4ページをご覧をいただきたいと思います。

一般会計歳出補正予算の性質別の経費を款、項別に掲げております。このたびの補正は、人件費が873万2千円、扶助費が1,581万8千円、公債費が1,781万6千円、物件費が9,815万円、それぞれ減額し、5ページにまいりまして、維持補修費が530万8千円、補助費が968万6千円、積立金が2億4,418万1千円それぞれ増額し、投資及び出資金580万円、貸付金840万円、繰出金7,204万6千円、普通建設事業費5,056万3千円、災害復旧事業費6,406万6千円をそれぞれ減額いたしております。

6ページをご覧をいただきたいと思います。

6ページ、7ページにつきましては、款別にそれぞれの節の補正予算額を掲げております。

8ページをお開きをいただきたいと思います。

節別の補正予算総額です。備考欄に主な増減理由を記載しておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

それでは、補正予算書に返っていただきまして、一般会計補正予算の要点のご説明をいたします。

10ページをお開きをいただきたいと思います。

歳入ですが、12款の分担金及び負担金、399万8千円の減額は、事業量の確定に伴う、農林事業、農林災害分担金の減が主なものです。

13款の使用料及び手数料、1項の使用料1,381万円の減額は、診療所使用料の減が主なもので、美土里町の北生診療所の診療報酬収入を医師の直接収入とするもので、歳出の衛生費の項の北生診療所運営費についても同額を減額いたしておるところです。

11ページにまいりまして、2項の手数料730万6千円の減額は、し尿処理手数料の減額が主なものです。

14款の国庫支出金、1項の国庫負担金7,849万1千円の減額は、事務事業の執行見込みに伴う生活保護費負担金、土木災害国庫負担金などの減が主なものです。なお、土木災害復旧負担金につきましては、国の補助が一部平成20年度に施越しとなりますことから、このたび減額する額のうち4千万円程度が、翌年度に歳入されることになっております。

12ページをお開きをいただきたいと思います。

2項の国庫補助金969万8千円の減額は、それぞれの事務事業費の精算見込みに伴う、補助金の減額です。

3項の委託金65万円の増額は、外国人登録事務委託金の増です。

13ページにまいりまして、15款の県支出金、1項の県負担金604万4千円の増額は、障害者自立支援訓練等給付費負担金の増です。

2項の県補助金ですが、1目の総務費県補助金から14ページにまいりまして、5目の災害復旧費県補助金を合わせ、1,527万9千円の減額で、それぞれの事務事業の精算見込みによる補助金の減です。

15ページの3項の委託金14万6千円の減額は、図書類自動販売機等立入調査委託金の減です。

16款の財産収入133万8千円の増額は、地域振興基金運用利子の増です。

17款の寄附金400万円の増額は、美土里町の旧横田小学校跡地・コミュニティ施設整備事業費の増に伴う指定寄附金の増です。

16ページをお開き願います。

18款の繰入金、3項の基金繰入金103万8千円の増額は、基金運用利子の増に伴う事業充当財源の繰出し及び、し尿処理施設整備事業費の事業量の確定に伴う財源調整です。

20款の諸収入、2項の市預金利子75万5千円の増額は、歳計現金の預金利子の増です。

3項の貸付金元利収入3万3千円の増額は、障害者住宅貸付金収入の増です。

17ページの5項の雑入2億2,015万4千円の増額は、文化ホール建設基金の廃止に伴う、当該基金の残額収入が主なものです。なお、3節の雑入の説明欄に記載しております、管財関係雑入、八千代カントリーからの土地賃借代1,240万円の減額につきましては、従来、八千代カントリーの個人所有分の土地の賃借につきましては、八千代カントリーから市を通して個人の方に賃借料を支出しておりましたが、年度中途から、八千代カントリーと個人の方との直接契約に変更することによるもので、歳出の財産管理費の土地借り上げ料も、同額を減額いたしております。

18ページをお開きをいただきたいと思えます。

21款の市債は総額で1億8,750万円の減額で、事業執行見込み等に伴う、それぞれの事業に充当しております起債の調整です。

続きまして歳出ですが、20ページをお開きいただきたいと思えます。

ほとんどの費目が減額となっておりますが、減額する事業につきましては事務事業費、事業量の確定、事業執行見込み等による予算の整理によるものです。

1款の議会費は108万1千円の減額で、議員の辞職に伴う議員人件費の減が主なものです。なお、18節の備品購入費7万9千円の増額は、部屋の仕切り板、パーテーションスタンド等の購入費です。

2款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費433万円の減額、4目の会計管理費、4万3千円の減額、5目の財産管理費、1,485万6千円の減額は、いずれも、事業執行見込み等に基づく予算整理によるもので、財産管理費の11節の需用費、106万円の増額

は、原油価格の高騰に伴う燃料費の増です。なお、14節、使用料及び賃借料、1,440万円の減額は、歳入の項で申し上げました、八千代カントリーの個人所有地の使用料を、市を通さず、個人取り引きに変更することによる減が主なものです。

21ページにまいりまして、6目の基金管理費、2億4,418万円の増額は、文化ホール建設基金の廃止に伴う、残金等を原資として、財政調整基金を1億6,000万円、減債基金を5,784万2千円積立をするものです。ほかに、美土里神楽門前湯治村育成基金800万円、たかみや湯の森管理基金1,700万円、地域振興基金133万8千円をそれぞれ積立いたすものです。

7目の企画費1,810万1千円の減額は、葬斎場施設整備事業費の調査費の減が主なもので、増額した費目、19節の負担金補助及び交付金685万1千円の増額は、生活交通バス路線維持負担金の確定による増です。

10目の諸費は、費目の組み替えでございます。

11目の行政情報処理費225万円の減額は、計数整理による減です。

22ページをお開きをいただきたいと思います。

12目の自治振興費は4,104万7千円の増額で、11節の需用費74万5千円の増額は、エコミュージアム川根の浄化槽、受水槽、雨樋修繕費の増です。15節の工事請負費530万2千円の増額は、美土里町旧横田小学校跡地建設工事、防風用カーテン、電源施設等の追加費用400万円、八千代サイクリングターミナル、浄化槽、浴槽改修工事、130万2千円の増にあたるものです。

また、19節の負担金補助及び交付金3,500万円の増額は、八千代開発公社財政援助補助金です。

13目の地籍調査費243万9千円、14目の第2庁舎・総合文化福祉保健施設整備事業1,267万1千円の減額は、事務事業の精算見込みに伴う予算整理です。

2項の徴税費、1目の税務総務費10万円の増額は、確定申告事務等臨時職員賃金の増です。

2目の賦課徴収費20万円の減額、23ページにまいりまして、3項の住民戸籍基本台帳費11万7千円の減額、6項の監査委員費72万円の減額は、事務事業の精算見込みに伴う予算整理です。

24ページをお開きいただきたいと思います。

3款の民生費、1項の社会福祉費、2目の障害者福祉費1,295万5千円の増額は、サービス利用者の増に伴う、施設入所者訓練等支援扶助費の増が主なものです。

3目の老人福祉費3,774万円の減額、5目の社会福祉医療公費負担事業費307万1千円の減額、6目の人権推進費205万円の減額、25ページにまいりまして、7目の人権会館費161万1千円の

減額は、事務事業の精算見込みに伴う予算整理です。

26ページをお開きいただきたいと思います。

2項の児童福祉費、1目の児童福祉総務費、4万4千円の増額は、向原公園ブランコ修繕費の増です。

2目の保育所費86万2千円の減額、4目の児童扶養手当費222万円の減額、5目の児童福祉医療・公費負担事業費387万8千円の減額は、事務事業の精算見込みに伴う予算整理です。

6目の児童福祉施設費2万円の増額は、施設の電気代の増です。

27ページにまいりまして、3項の生活保護費、2目の生活保護扶助費2,200万8千円の減額は、生活保護にかかる年間所要見込額の確定に伴う減です。

4款の衛生費、1項の保健衛生費、1目の保健衛生総務費9万円の減額、2目の健康づくり推進事業費1,312万4千円の減額、4目の環境衛生費3,949万円の減額は、事務事業の精算見込みに伴う予算整理です。

28ページをお開きいただきたいと思います。

5目の診療所費は1,732万7千円の減額で、歳入の使用料の項で申し上げました、美土里町の北生診療所について診療報酬を医師の直轄・直接収入とすることから、従前、診療報酬を一般会計で受け入れ、それを財源として委託費で支出していた額を減額することによるものが主なものです。

6目の火葬場費3万9千円の減額は、火葬場管理運営費の精算見込みに伴う予算整理です。

2項の清掃費、1目の塵芥処理費371万4千円の増額は、芸北広域環境施設組合負担金の確定による増です。

2目のし尿処理費3,679万1千円の減額は、それぞれの事務事業の精算見込みに伴う予算整理です。

29ページにまいりまして、6款の農林水産業費、1項の農業費、1目の農業委員会費、97万3千円の減額、2目の農業総務費99万6千円の減額は、事務事業の精算見込みに伴う予算整理です。

30ページをお開きをいただきたいと思います。

3目の集落営農推進費270万円の増額は、産地づくり交付金の担い手加算等の単価水準を確保するための生産調整交付金の増です。

4目の農業生産支援費240万円の増額は、国の省エネルギー型農業機械緊急助成金を受けて実施します、農事法人えーの一への機械整備補助金100万円の増額と、有害鳥獣対策補助金140万円の増です。

5目の畜産振興費15万9千円の増額は、美土里、高宮及び甲田の堆肥センターの機器修繕費165万9千円が主なものです。

6目の農村整備費467万4千円の増額は、事務事業の執行見込みに伴う予算整理で、増額した費目、13節の委託料199万7千円、

及び15節の工事請負費145万円につきましては、ほ場整備事業費の追加で、19節の負担金補助及び交付金277万2千円の増は、県営事業負担金の確定によるものです。

31ページにまいりまして、2項の林業費、1目の林業総務費521万4千円の減額、2目の林業振興費269万6千円の減額、4目の林道整備事業費186万5千円の減額は、いずれも、事務事業の精算見込みに伴う予算整理です。

32ページをお開きいただきたいと思います。

8款の土木費、1項の土木管理費、1目の土木総務費542万2千円の減額、2項の道路橋梁費、1目の道路橋梁総務費200万円の減額は、事務事業の精算見込みに伴う予算整理です。

2目の道路維持費1,600万円の増額は、市道維持、県道維持費の増額で、主なものは除雪委託費の増です。

33ページにまいりまして、3目の道路新設改良費は予算の費目、財源の組み替えです。

3項の河川費、1目の河川総務費217万円の減額は、事務事業の精算見込みによる予算整理で、河川清掃委託、樋門管理委託費の減が主なものです。

34ページをお開きいただきたいと思います。

4項の都市計画費、1目の都市計画総務費14万2千円の減額、2項の公共下水道費、1,173万8千円の減額は、事務事業の精算見込みによる予算整理です。

5項の住宅費、1目の住宅管理費11万6千円の減額、35ページにまいりまして、2目の住宅建設費624万4千円の減額は、事務事業の精算見込みによる予算整理です。

9款の消防費、1項の消防費、1目の常備消防費240万円の減額は、救急補助員1名不採用のための報酬の減です。

2目の非常備消防費1,946万4千円の減額は、事務事業の精算見込みによる予算整理で、消防団員の退職者の減による、8節の報償費、退職報奨金の不用額による減が主なものです。

36ページをお開きをお願いします。

3目の消防施設費38万5千円の増額は、防火水槽整備に伴う、補償費の増が主なものです。

4目の災害対策費100万円の減額は、自主防災組織育成補助金の減です。

10款の教育費、1項の教育総務費、2目の事務局費547万6千円の減額、37ページにまいりまして、2項の小学校費、1目の学校管理費257万9千円の減額、3項の中学校費、1目の学校管理費185万4千円の減額は、いずれも、事務事業の精算見込みに伴う予算整理です。

38ページをお開きいただきたいと思います。

5項の社会教育費、1目の社会教育総務費1, 145万3千円の減額は、事務事業の精算見込みに伴う予算整理で、少年自然の家施設改修費の減が主なものです。

4目の公民館費58万円の減額、5目の図書館費461万円の減額、39ページにまいりまして、7目の文化芸術振興費43万6千円の減額及び、6項の保健体育費の1目の保健体育総務費72万3千円の減額、2目のスポーツ振興費145万2千円の減額は、いずれも事務事業の精算見込みに伴う予算整理です。

40ページをお開きいただきたいと思います。

11款の災害復旧費、1項の農林水産施設災害復旧費、1目の農地災害復旧費1, 570万5千円の減額、2目の農業用施設災害復旧費1, 736万1千円の減額、2項の土木施設災害復旧費、1目の公共土木施設災害復旧費3, 100万円の減額は、事業精算見込みに伴う予算整理です。なお、公共土木施設災害復旧費の補正予算額の財源内訳の、国県支出金の減ですが、歳入の項で申し上げましたように、土木災害復旧費の補助金の一部、4, 000万円程度が国の施越しにより、平成20年度の歳入になることから、本年度は、市の一般財源からの立てかえとなり、土木災害復旧費の一般財源が増額している要因となっております。

41ページにまいりまして、12款の公債費、1項の公債費、1目の元金2, 118万4千円の増額は、8%以上の高利の公的資金の繰上償還を行うものです。

2目の利子3, 900万円の減額は、平成18年度債の借り入れ利子の減及び一時借入金の減です。

5ページに戻っていただきまして、債務負担行為の補正です。

住宅資金利子補給ですが、住宅新築資金等貸付金償還にかかる制度適用の均衡を図るとともに償還事業の円滑な実施を図ることを目的として、安芸高田市住宅新築資金等貸付金利子補給として、延滞遅延なく償還をしている借受者を対象として、3.5%以内の利子補給を行うもので、平成19年度から償還の終了する平成34年度までの期間で、1, 440万円を限度額とした債務負担行為をいたすものです。

次に、県委託県道改良事業、一般県道中北川根線改良工事の第2期の用地費・補償費の費用として、道路用地の取得を円滑に遂行するため、平成19年度から平成21年度の期間で、1, 200万円を限度額とした債務負担行為をいたすものです。

次に6ページをお開きください。繰越明許費の補正です。

公共施設利活用計画策定業務を50万円、消防本部訓練塔建設工事を1, 400万円、青少年育成プラン策定業務を210万円、過疎債繰越相当額の農業集落排水事業特別会計繰出金を600万円、県営事業負担金・農業生産法人等育成緊急整備事業を40万円、国庫補助事業の勝田根之谷線道路改良事業を2, 500万円、地方特定道路整備

事業、高林坊線道路改良事業を500万円、中山線道路改良事業を310万円、過疎債繰越相当額の公共下水道事業特別会計繰出金を1,400万円、過疎債繰越相当額の特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金を900万円、公共土木施設災害復旧事業を3,660万円、合計11事業、1億1,570万円を限度とする繰越明許費の補正を行うものです。

7ページをご覧いただきたいと思います。

地方債補正ですが、総務事業債を1,310万円減額して6億8,670万円に、民生事業債を1,680万円全額減額、衛生事業債を4,660万円減額して2,880万円に、農林水産事業債を20万円減額して1億8,480万円に、土木事業債を1,910万円減額して3億7,930万円に、消防事業債を1,630万円減額して3,340万円に、特別会計繰出債を2,010万円減額して、2億750万円に、災害復旧事業債を4,950万円減額して6,870万円に、一般会計出資債580万円減額し、2,360万円とし、補正後の借入限度額を、24億4,710万円とするものです。

以上で要点の説明を終了します。

○松浦議長

以上で要点説明を終わります。

この際、13時まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは時間が参りましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の要点説明を終わり、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○塚本議員

議長。

○松浦議長

7番 塚本近君。

○塚本議員

歳入の方ですが、雑入の17ページの中の説明欄に書いてあります、社会福祉課関係雑入の生活保護費の返還金3,400万、それと樋門の管理委託料が100万減っていますけども、その樋門の数が減ってこういうふうな状況になったのか、その2点について説明をお願いします。

○松浦議長

答弁を求めます。

福祉対策推進部長 廣政克行君。

○廣政福祉対策推進部長

17ページの社会福祉課に関係します、生活保護費の返還金で3,400万ですが、これにつきましては歳出の27ページの3款3項の2目の生活保護扶助費の欄ですが、同様に3,400万の補正をしております。この件につきましては、保護者の関係で交通事故等によります損害賠償金が本人に手当として入っておりますので、その関係上

扶助しておりました金額について返還を求めるという形です。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

同じく17ページの樋門管理委託料の件ですが、国の樋門管理が61基あります。数に変更はありませんが、これは樋門の操作・点検日数に基づいて国の方からのお金が出るわけですし、それが昨年度は点検日数が少なかったということです。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

11番 藤井昌之君。

○藤井議員

2、3お伺いしたいと思いますが、まず1点、第2庁舎と市民センターが完成しまして、その基金が約2億1千万、これを取り崩して基金の方へということで、財政調整基金が1億6千、減債基金に5,784万2千円。オープンしまして多くの市民の皆さんにも文化センターの方ではいろいろな行事をしていただいていると。大変好評でございまして、いろいろな市民の皆さんから、大変立派ないいものができたというふうに、私らの耳にも聞かせていただいているところですが、その基金2億1千、ある程度の目標は達成された。この基金もいわゆるいろいろな備品関係等も予定されていたと思いますが、これも議会の方でも財政が厳しい折、できるだけ備品関係については、あるものを使用していくということで、このような結果になったと思いますが、今後いろいろな備品関係なり、まだ整備をしていかないといけない部分もあろうかと思いますが、そういった関連性についてお伺いしたいと思います。

それから基金管理費の中で、同じく、美土里町の神楽門前湯治村の育成基金として800万。たかみや湯の森管理基金として1,700万が計上されておりますが、ここに19年度の補正として、このように計上されている目的をもう少し詳しくお伺いしたいと思います。

以上です。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

政策推進部長 田丸孝二君。

○田丸政策推進部長

21ページの基金の関係ですけど、これにつきましてさらに備品等今後発生するのではないかというご質問ですが、現在の段階で大きなものは予定をしておりません。ただ今後利活用していくということの中で、そういったことが発生するということは否定できませんけども、現在の段階ではそういった大きなものは予定をしておりません。

それから神楽と湯の森の関係ですが、これにつきましては入湯税相当額を積み立てをさせていただいて、どうしてもこうした施設、5年10年というスパンの中では、改修をしたりまたは大規模改修というふうなことが生じてまいりますので、そういったことに備えるということで、入湯税相当額を基金として積み立てておくということにして

おるものです。

以上です。

○松浦議長 ほかに質疑ありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員 何点かお伺いをしたいと思います。

24ページの社会福祉の関係ですが、その中で障害者福祉費が自立支援訓練等の給付事業費で、交付事業が1,967万9千円増額されております。その具体的な中身についてお伺いをしたいと思います。

同じく27ページの関係ですが、健康づくり推進事業費として1,312万ほど減額をされております。この減額理由ととりわけ今の委託費が大きく減額されておりますが、その事業内容と今後推進事業を減額することによって支障は考えられないか、その2点についてお伺いをいたします。

社会福祉の方の関係で、繰越明許となっております青少年育成プラン作成業務が、210万円ほど繰越明許となっておりますが、これはどのような理由で繰越明許になったのか、そこら辺のご説明をお願いしたいと思います。

農林水産事業費の災害復旧費の関係ですが、相対的に大きく減額され、あるいは来年度に繰り越されている金額が大きいわけです。それで今年度の事業実施率については、どのくらい減っているのか、そこら辺をあわせてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

福祉対策推進部長 廣政克行君。

○廣政福祉対策推進部長

24ページの障害者福祉費の関係です。障害者自立支援の訓練等の給付費の事業費1,967万9千円の主なるものにつきましては、原因としましては、通所・入所の利用者の増という形になっていまして、扶助費の1,712万9千円、これが主なる歳出です。内容につきましては、大体当初390名程度の通所者を見込んでおりましたが、20名程度の増によりまして410名程度を見込んでおります。それと、扶助費の関係で1,997万9千円という形になりますが、30万円ほど負担金の方が補助から減額をしているという形であります。入所者の増額という形で、精算見込みで1,967万9千円をお願いしているというような形になります。

それと27ページの健康づくりの1,312万4千円の減額ですが、これにつきましては当初総合健診、また人間ドック、また妊婦健診等見込んでおりました、総合健診につきましては、大体昨年度と比べまして実績は18年が3,596名程度、19年度の実績が3,740名程度になりまして、基本健診は増えておりますが、当初結核健診等を総合健診の方に含めて重複しておりました関係上、これが144万9千円減額をしております。それと妊婦健診で450万程度これを減

額しておりますが、これにつきましては当初予算につきましては、乳児検診を2回の回数を助成しておりました。今年度より5回の、回数を3回増やしまして、この健診の費用に見込んでおりましたが、4月1日施行という関係で、これがちょうど2回回数と5回回数、また年度をまたがりまして、2回目以降が次の年度へいくというような形になります。そういった関係でこれが450万程度減額をしております。

それと総合健診の方ですが、がん検診等が少なくなりまして、390万程度。人間ドックが130万程度減額をしております。

それと栄養士の人的委託料が報酬制度に変わりましたので、60万程度で、この委託料が1,220万5千円減額を見込んでおります。今からの健康づくりに支障はないかということですが、ご承知のようにこの総合健診等につきましては、20年度から保険者の義務化ということになってきますので、明日、健康づくり推進の答申が出てまいります。そういった関係で20年度以降は、この健診率を上げていくという形になりますけども、相対的にこの減額の内容を見ますと、妊婦健診につきましては、5回程度は受けていただく、年度をまたがりながら受けていただくという形になりますし、そういった面での減額に対しての支障は今のところ考えていない現状です。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

市民生活部長 平下和夫君。

○平下市民生活部長

青少年育成プランの策定につきまして、繰越明許を210万いたしておりますけども、この理由等についてご説明を申し上げます。

19年度当初におきまして、アンケート調査に基づいて将来の施策の計画を練るといったことが目的でしたが、年度当初にアンケートの内容についての協議が行われまして、それから9月の中旬過ぎからアンケート調査を開始したわけです。

そうした中で、各年齢層にわたってアンケートをとりました結果、小学生・中学生・高校生、これらについては回収率が90%を超えるような高度なものでしたが、一般の方にお問い合わせしておりましたアンケートというものが、回答率が22%といった非常に低い状況にありました。そうした低い状況ですと、せっかくの目的が達成できないといったことがありますので、再度これについてのアンケートの調査を開始したといったことによりまして、非常にこれが遅れております。しかしながら金額的には210万ですけども、事業の中身からいきますと、大体7割8割程度は、今の完了しておる状況にあるかと思えます。といいますのも、最終的に冊子にまとめますので、その予算が繰り越されると、業務的には先ほどいいましたように、7割8割ができております。そして今、現在ですけども、そのアンケートの結果の分析が完了しております。そして、これをまた策定委員会に諮りまして、さらにこの分析と今後の課題それから施策と、そういったものの策定委員会の協議がありまして、最終的に書類化するということの作業が

あります。そうしたことで、大変ご迷惑をかけるわけですが、金額的にいいますと210万の繰越明許をさせていただきたいと思っております。最終的には20年の8月までには完了したいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

地域経済推進部長 清水盤君。

○清水地域経済推進部長

40ページの災害復旧費の中の農地並びに農業用施設の災害復旧費で、その事業の進捗状況です。

この農業関係の災害復旧は、主に平成18年9月の災害普及事業です。現在農地災害復旧におきましては、全体60カ所のうち57カ所が完了しております、残り3カ所を3月中旬の完了を予定として現在工事を行っております。

それから農業施設におきましては、全体で48カ所のうち44カ所が完了しております、現在4カ所を3月中旬の工期を目指して工事を行っております。いずれにしましても今年度の作付には支障がないように事業を執行してまいりたいと考えております。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

22ページで1つお伺いしますが、地籍調査費の減額243万9千円、これは当初予算では、私の記憶では旧吉田町の山林部分の地籍調査の部類に該当するのではないかと思っておりましたが、そうでなかったらそうでないように答えてもらえばいいですが、それがこの当初予算では農林水産課の方の仕事になったと、というような説明を受けた記憶があるのですが、それとの関係があるのかどうなのか。

それとその上にあります3,500万円の第3セクターの補償の問題ですが、これは特別委員会で説明を受けたわけですが、当初合併したときから第3セクターについては、学識経験者の石橋先生でしたか、交えてのどうあるべきかということの中に、この問題には触れてなかったと思うのですが、行政としては、この間の部長では全くわからなかったということですが、1月末でわかったということですね。ですが、この間、執行部の中で全く知らなかったということはなかったと思いますが、その点についてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

地域経済推進部長 清水盤君。

○清水地域経済推進部長

22ページの13目の地籍調査費ですが、ご質問のように担当は産業建設部の地域経済推進部の農政課の方で担当をしております。予定どおり今年度当初計画をしておりました、吉田地域と国の補助対象となっております高宮地域の事業をこれまで実施して、今回その精算見

込みによって補正を計上したものです。

以上です。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

政策推進部長 田丸孝二君。

○田丸政策推進部長

八千代開発公社にかかわる、いわゆる当座貸越について、知っていたのではないかと、全く知らないというのはいかかなものかということですが、17年度末の段階では、当座につきましては実はわずかではありますけども、85万円程度のプラスになっておりました。それから16年度の決算を求めたときにも、850万円程度のプラスになっていたというようなことがありまして、その後18年度で1,900万という赤になっていたということです。

私どもとすれば、この16、17の段階では、そのような損失補償をするというふうな必要性が黒字なので、ありませんので、そういったことに全く気づきませんでしたし、それから18年度1,900万、これが当座の貸越ということで、当座で赤になっていたという経緯ですが、これはご説明申し上げましたように、退職金等1,600万という金額を積み立てを全くしていないということの中で、急遽発生したことで、これがそこへ食い込んできたという認識はしておりましたけども、そのほか未収であったり、そういったことの関係の中で当座の貸越が可能であるのだろうというふうな感じで見えておったわけですが、そういった意味では、旧町の時代にそういった損失を補償するというふうなことが議会で議決をされ、農協に対してそういう文書が入っているというのは、私ども全く引き継いでいけませんので、そういった意味でそのこのところにつきましては、私どもは承知をしていなかったということです。

特別委員会でもご説明申し上げましたように、この1月の下旬に私どもの担当のところに、実はこうこうこういうことでということで、事務局長から当該の文書を持って相談に来られたということで、私どももある意味では、こういうことがあるから残念ながら、やはり少し豊満な会計処理、経営というものがなされておった一因は、こういったことがあったからなのだろうなということは、その時点で私どもとしても理解をしたということです。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

地籍調査の件では部長が言われたように、高宮の山林部分と旧吉田町の問題が、前年度の事業を引きずっていたということをおっしゃいましたが、国からの補助の関係でいいますと、吉田の部分については、おとどしに担当の部長から既に調査していたところが、まだ不明確だということで再調査をするということがおきまして、なかなか困難な事

業だということで、おとどしはなかなか事業進展ができなくて、本年度の予算にかかわることになったというふうに私は記憶しております。ただ、それはお金のことですから、その分は分け隔てができると思いますが、国からの拠出金と市の持ち出しの金を、だんごにしてそういう事業を一つにして、こういう減額措置ということができるのだろうか。再度お尋ねいたします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

地域経済推進部長 清水盤君。

○清水地域経済推進部長

地籍調査費に関するご質問です。

当初の予算におきまして先ほどご質問にありましたように、18年度においても一応事業執行の試みを見たわけですが、実質吉田分におきましては、事業が進まなかったということで、改めて19年度に計上させていただいております。これはご承知のように一般財源ということですので。今年度におきましては、地元の皆さんの理解ご協力をいただいた成果ということもありまして、現在の段階では3月に国へ認証を持っていくというような状況まで事務を進めさせていただいております。順調にいきますと、4月5月の時点で法務局へ送り込みをして、正式に登記がつくということになろうと思っております。地域の方のご協力をいただいた一つの成果だろうと思っております。

予算の整理の方法といたしましては、先ほど申し上げましたように、吉田におきましては既に国補の対象の地域でございますので、今年行いました事務事業費はすべて一般財源ということですので。国の対象になっていきますのは、あくまでも新規事業であります高宮町分が国の対象事業費ということで、すみわけをしながら予算の補正の増減をして、処理をしているということです。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

21番 渡辺義則君。

○渡辺議員

予算書31ページの林業総務費と林業振興費について、少しお尋ねをしてみたいと思いますが、ご承知のようにひろしまの森づくり事業というのは昨年度から始まっているわけですが、大変これまでの質問の中でもあったと思いますが、昨年は災害が非常に多かったというふうなことで、事業の取り組みも遅れたようには承っておりますが、488万円の補正減というふうなこと、また林業整備地域活性化支援交付事業では、236万6千円の補正減というふうなことでした。この辺がPR不足でこのような結果が出ておるのか、あるいは事業量があったにしても、取り組みが遅れたのか、その辺の原因がひとつお示しをいただきたいのと、来年度事業についての取り組み、姿勢への問題をお尋ねしてみたいと思います。

以上です。

○松浦議長

以上の質疑に答弁を求めます。

地域経済推進部長 清水盤君。

○清水地域経済推進部長

31ページの林業総務費の、最初にひろしまの森づくり事業についての減額です。

ご承知のようにこの新しい事業が今年1年目です。ご指摘いただきましたように、この森づくり事業への取り組みが本市の場合若干遅れたということも事実です。ただ補助の確定にかかわります内容は、あくまでも事業の進捗状況による内容によって補助が確定するものではございませんので、あくまでもこれは国・県の段階で、面積あるいは事業の、これまでの取り組みということについての内容で、補助が確定をしております。今年度におきましては、環境貢献林の補助が830万とそれから里山林整備補助金が1,660万ということの確定をいただいております。今回の条例提案にもありますように、基金を創設してすべてをこの事業に有効に活用していくということで、予算的には執行してまいりたいと考えております。

それから次の林業振興費のうちの林業整備地域活動支援交付金事業です。この事業は既にご承知いただいておりますように、中山間地の直接支払いというような一つの事業です。取り組みをしていただいたものに対する交付金として、交付を受けているということでございまして、これは既に数年を経過して実績を上げたものに対してこの交付金が決定をされるということです。19年度におきましては、全体で25.8ヘクタールの取り組みをしていただいたものに対して、今年度交付金の交付を受けているという状況です。

いずれにしても森林の果たす役割ということが、近年、国の方も見直しをかけてまいりまして、環境面におきましても森林の果たす役割というものが重要視されてきていますので、ひろしまの森づくり事業、あるいはこの交付金事業の有効活用をしながら今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

12番 青原敏治君。

○青原議員

38ページの社会教育費の中で、少年自然の家施設改修費784万2千円がありますが、この詳細説明をお願いしたいと思います。と言いますのも、前回、臨時議会を開いて、その中で追加の工事変更の金額変更というのをやったわけですが、これが何でまたここへ出てくるのかなという思いがしますので、そこを少しお示しをいただきたい。それとその上の管理運営費353万5千円。その内容を少し説明をいただきたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長

ただいまの質問にお答えいたします。

まず自然の家の784万2千円の施設改修費の減額ですが、これは先ほど議員さんもおっしゃられましたように、さきの工事の増額のとときに事業費の精算見込みをお話させていただきましたが、その改修事業費の全体の精算見込みによる減額措置によるものでございまして、今回の784万2千円の減額は大きなものは、工事請負費が908万7千円の減額で大きなもの、それから備品が89万円の増額となっています。それから委託料が35万5千円の増額となっておりまして、差し引き784万2千円の減額ということで、これは基金の方へ回させていただきたいと考えて、予算措置をさせていただいております。

先だつての工事請負契約の変更の議案のときにご説明をした金額と同様です。

それからもう1点の管理運営費の353万5千円の減額ですが、これの主なもの、業務委託料の304万4千円の減額が主なもの、食堂業務の131万2千円の減額、それから体験活動業務委託の219万円の減額等です。食堂業務は6カ月分の扶養に基づくものです。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

3番 田中常洋君。

○田中議員

1点、21ページの総務管理費、7目の企画費の項ですが、説明欄に葬斎場施設の整備事業費が、2,500万円ほど減額計上されているわけですが、葬斎場については特別委員会でお尋ねするのが筋だと思いますが、あえてこの補正でここに金額が出ておりますのでお尋ねしますが、特別委員会もしばらく開催されておられませんので、ちょっと状況がよくわかりかねるので質問をさせていただきます。

減額ということで、3月まで執行見込みがないということのように受け止めるわけですが、各町の現場の担当者が現状が大変だということで、悲痛な声を聞くたびに、この3月まで執行が見込めないというのは非常に残念なのですが、その辺の現時点における状況を少しご説明いただきたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

政策推進部長 田丸孝二君。

○田丸政策推進部長

葬斎場の現状ですが、既にご案内申し上げますとおり、10月下旬の段階で、全体で説明を申し上げたり、またご意見なりご要望をお聞きするというのは、やはりなかなか難しいことがあるのではなからうかということの中で、4つの小集落に分けて、説明をさせていただきました。ひざをつき合わせてご説明を申し上げ、またご要望を聞くというのは、私どもとすればやはり一定の理解が進める状況になってきたというように理解をしております。

ただ、1カ所の地域から建設等、詳細にはどうなるのかというご質問がありましたし、さらには環境影響調査というのは、こういった調

査でどのくらいのいわゆる厳しいところまで調査をするのかと、こういったご質問がありました。私どもとすればその資料を早速に作成をしまして、当時、小集落での会合をするにあたりまして、当然そういった資料をおつくりして、早速にご説明を申し上げたいと、このように申し上げたわけですが、それで早速その種類の資料を作成をしまして、検討委員会の会長さんにも通じてそれぞれ地域に配布をさせていただいて、この資料に基づいてご説明を再度申し上げたいということで、申し入れをいたしました。

その結果、3カ所につきましては、説明はしていただかなくても結構ですといった回答をいただきました。こういった質問をしていただいた集落につきましては、会長さんを通して、ぜひ早い段階で説明会なりをさせていただきますと、こういったことを申し上げましたし、さらに道路等は移行車線等をつけざるを得ないということは、はっきりしておりますし、さらに歩道等のことも整備をせざるを得ないといった状況がありますので、そうしますと一般的な葬斎場の整備にかかわるということだけではなく、そういった整備をしますと、用地を新たにいただかなくてはならないというふうな新たな状況も出てまいります。したがって、特にご質問をいただいた近くの集落につきましては、そういったことを含めて、市としての考え方や条件の大枠等につきましても、直接ご説明を申し上げたいと、このように今申し上げて、この間検討委員会の委員長さんを通してお願いをしているところですが、残念ながら暮れを挟む、正月を挟むということもあったのでしょう、と同時になかなか開催、日時を設定しましたよと、こういった回答をいただけない状況になっています。

私どもとすれば投げしておくわけにはいきませんので、この間、何回となくそういった説明をさせていただきたいということを申し上げているところですが、残念ながら今日に至っているということです。当然これを座して見ておくということにはなりませんので、今後は会長さんの方にそういった日時を設定していただけないのなら、私どもが直接関係の集落の皆さん方にご説明申し上げます。そういった機会をつくらざるを得ないのではないかとということを含めて、強く開催の申し入れをしていきたいと考えております。

そういった私どもとしても、いわゆる強引に力づくということにはまいりませんので、地元の皆さん方との関係というのを壊したくないという思いがありますので、この間少しお願いをしてもなかなか開催をしていけない状況がしばらく続いてきたということです。そういった状況になっておりますので、これは調査を含めた委託料が主な事業費でしたけども、これについては今年度着手をして、地元の関係を壊すというふうにはなりませんので、予算につきましては、減額をさせていただくという状況に至ったということです。

以上です。

- 松浦議長 以上で答弁を終わります。
- 2番 秋田雅朝君。
- 秋田議員 35ページの消防費についてです。常備消防費として報酬240万の減額ということでございまして、説明をいただいた中では救急補助員不採用のためというようなことでありました。この救急補助員は多分救急業務だと思いますが、この仕事とそれから不採用という理由、必要なくなったのかそれとも必要だったのだけれども採用できなかったのか、ということと今後の取り組みということをお伺いするのと、38ページの公民館費です。ここでは説明の方で減額58万円ですが、減額として教室・講座開設事業費となっておりますが、これは予定されていた講座とかが実際に執行されなかったのか、どうかというその点をご説明をいただきたいと思えます。
- 松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。
- 消防長 竹川信明君。
- 竹川消防長 失礼いたします。
- まず35ページの常備消防員、1目の常備消防費の報酬です。先ほど議員さんご指摘のとおり、救急補助員の採用、不採用ということの説明です。この救急補助員につきましては、現状、救急業務を北の分駐所で行っている関係で、4名の救急補助員をお願いし、その中で常備の職員とともに業務を行っております。この1名分に当たる数字が240万、年間費用ですけれども、365日の開催をするためにもう1名の増、前年度、予算的には当初からももちろん採用のご案内、有線等々を通じてご案内をさせていただきましても、いろいろ手を尽くしたのですが、応募がないという現状の中で、結局今年度も応募がないという見込みの中で、減額をさせていただくという状況です。
- 以上です。
- 松浦議長 引き続き答弁を求めます。
- 教育次長 益田博志君。
- 益田教育次長 公民館費の教室・講座開設事業費の減額のご質問ですが、これは高齢者大学の講師の謝金の精算によるものです。それが48万円ということで、後はこの公民館費の中の全体の精算に伴うもので58万円の減額となっております。
- 以上です。
- 松浦議長 以上で答弁を終わります。
- ほかに質疑ありませんか。
- 14番 杉原洋君。
- 杉原議員 14番。
- 2点ほどお尋ねいたします。歳出におきまして、21ページの企画費において、交通対策費が上がっておりますのと、次のページの22ページの自治振興費において、説明欄に地域振興支援費が400万円上がっております。これの2つの内容についてお尋ねをいたします。

○松 浦 議 長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

政策推進部長 田丸孝二君。

○田丸政策推進部長

21ページの生活交通の関係です。これにつきましては、733万1千円の増ということですが、この再編につきましては昨年の10月から再編を実は行ったわけでありましたが、今年度支出する負担金は、平成18年度で以前のダイヤに基づいて負担金が確定をしたということで、補正をさせていただくということです。この増の要因でありますけれども、向原駅から馬場車庫、それから安佐市民病院ということで向原の方から市民病院に行く路線がありますが、これは実は休日運休ということで、休日は運休をするというふうな処置を一応とっておりますので、この部分が大体280万円程度、いわゆる負担金としては減額になったということがあります。しかしながら一方で、実はキロ当たり単価、つまり備北のバスを運行するために1キロ当たりどのぐらいかかるかという単価計算をして、それで関係をしております三次・庄原を含めての市町村へ負担金の歳入を差し引いて負担金が出てくるわけですが、実はこの走行距離の単価が18年度は208円34銭でしたが、平成19年度212円69銭ということで、この単価がアップしております、これがいわゆる全体とすれば安芸高田市の走行距離から見ますと、311万円程度の増になるということです。

それから利用者も大幅な減になっておりまして、実は19年の10月末までにはいわゆる3万2千人余りの利用者の減、その前の年に比べての比較であります、これが560万円余りのいわゆる利用者の減というふうな状況があります。そういったことが重なって最終的には733万1千円の増となるということです。

いずれにしましても、免許証を持っておられない高齢者が、言ってしまうと、どんどん高齢化社会と言えども、それはどんどん減ってくるわけございまして、そういう意味では高齢者も70歳、75歳になっても、今ごろは車で運転をされるというふうな状況で、ある意味ではどうしても利用者が年々少なくなっていくことの中で、構造的には昨年の11月にも大幅なダイヤの改正を含めてさせていただきましたけれども、今後とも非常に厳しい環境が続くのかな。ただ生活交通ですので、いわゆる乗客が少ない時期には便を減らす等々の処置をしておりますけれども、基本的にはやはり高齢者の買い物や病院、さらには小中学校の子どもの通学ということを考えますと、必ず一定の時間帯には一定の距離を走らせるという構造になってまいりますので、非常にこれからも厳しい環境になるのではなかろうかと考えております。

次に22ページの地域振興支援費の400万円ですが、これは現在横田で小学校の跡地利用ということで施設の建設をしております。ご覧いただいた方もいらっしゃるかもしれませんが、ちょうど生桑の小学校に建っております、いわゆる屋根がついた運動の公園といいますか、そういった形のを現在建設しております。この400万円に

つきましては、当初予算の関係もありまして、防風のための硬いビニールのカーテンといたしますか、風よけのものを設置するようにしておりませんでした。さらに電源等々も整備をするようにしておりませんでしたけども、やはりそういったものがないと、どうしても寒い時期なり、また夜ということの利用率が落ちるということで、400万円ほど地元の方から指定の寄付をいただきまして、その寄付金を持って、そういった防風用のビニールのカーテンなり電源の整備をするということ、補正を組ませていただいたものです。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

15番 入本和男君。

○入本議員

6ページの明許繰越のところ、総務費の消防本部訓練塔建設工事ですが、本来訓練塔がなくなって非常に体力また災害に対する訓練が不足しておる中、これが明許になってどのような位置づけにされておるのか伺いたいと思います。

それから31ページの先ほど言われました、ひろしまの森づくりの事業費が申請が10件くらい出ていると思いますが、この時期になぜ減額をされるのか私が少しわからないのですが、3月までのタイムリミットがあるのだらうと思うのですが、そういう県の方の指示があって減額になったのか、それとも申請の中で該当がないのか、そのあたりをお伺いします。

それから36ページの教育費の方ですが、教育総務の方の委託料それから小学校費の委託料、中学校は少ないですが、中学校の場合は負担金補助金等が減額になっていますが、内容について伺います。

○松浦議長

まず、ただいまの質疑に答弁を求めます。

政策推進部長 田丸孝二君。

○田丸政策推進部長

消防の訓練塔の建設につきましては、これまで使っておりました用地を駐車場に転用するというので、西浦のものと元就村のところに建設を、移転補償ということでおるものです。これは当初、当然年度内に終了するというので私たちも準備を進めてまいりましたが、実は設計を含めまして入札を執行したところ、残念ながらこれ一般競争入札です。指名も何もしない一般競争入札で、当然こういったものになるわけですが、しましたところ残念ながら応募がなかったという状況です。その原因はいろいろと調べてみましたら、やはり鋼材価格が急激に高騰しておった時期でございまして、設計の単価は物価本を用いて、物価本というのはどうしても10月なら10月の価格よりも、どうしてもその前の価格になってまいりますので、その物価本を用いまして、算定をしておりましたが、それが実勢の価格と大きく違っていたということがあったということが判明しました。したがって、それではどうしても根拠になるものがないので、

3社から見積りを徴収しまして、最低の価格の見積書を採用し、それを持って再度一般の競争入札にかけるという手法をさせていただきました。結果とすれば5社が入札に応募され、そして決定をしたわけですが、この作業をするのにどうしても1カ月余りかかるということの中で、工事の発注が遅れたということです。その結果、繰越明許にさせていただきますと、こういう形になったと思います。

消防本部の方には、寒い時期は別としまして、今から春にかけて訓練等をされるのだろうと思っておりますが、そういった意味で大変ご迷惑をおかけしますけども、そういった理由で遅れたということで、ご理解を現在はいいただいているところです。

以上です。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

消防長 竹川信明君。

○竹川消防長

先ほどの訓練塔の移設によりまして、若干遅れているということで訓練に支障がないかという点ですが、訓練につきましては、平素いろいろな自然の山や庁舎等々の内外を使用しまして、できるまで極力技術の落ちないような向上訓練を実施してまいりたいと、このように思っております。

そういうことでよろしく願います。

○松浦議長

引き続き、地域経済推進部長 清水盤君。

○清水地域経済推進部長

31ページのひろしまの森づくり事業の補正減ですが、この減額につきましては、先ほどご質問がありましたように、補助申請の件数に対する補助金の割り当てというものではありませんので、あくまでも市の所有している森林面積等に対して交付を受けるものです。

先ほどありましたように、現在は市内地域振興会等から9件の里山等の対策の事業の申請あるいはご相談を受けております。こういったことについて今年度は取り組みをしてまいりたいと思います。

補助金につきましては、県の方からの交付を受けまして、先ほども申し上げましたが、特に里山等の対策費につきましては、予算の全体枠に対しまして、補助の割合が少ない場合においては、その残額について翌年度以降へ活用していくということで、基金条例等の制定を今回上程をさせていただきます。

そういった形で補助金あるいは交付金の支出をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○松浦議長

続きまして、答弁を求めます。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長

教育総務費の事務局費委託料の279万8千円の減額につきましては、業務委託料が173万5千円と派遣業務の106万3千円の減額で、業務委託につきましては、給食調理場等の再編整備の調査業務の減額でございます。これは当初教育委員会の所管しております給食

調理場だけの計画の調査の予定での予算計上でありましたが、市長部局との協議によりまして、保育所の調理場も一緒に検討をしようということになりましたので、新年度に企画課の方で調整をするということで減額をしております。

それから小学校費の委託料176万円の減額ですが、これは業務委託料の129万6千円。美土里の小学校のスクールバスの減額が129万6千円が大きなものです。それから保守点検の美土里・高宮の共同事務所の入札減に伴います、冷暖房の保守点検の減額39万9千円等です。

次に中学校費の124万2千円の負担金補助及び交付金の減額ですが、これは中学校の事務局費で補助金としまして51万9千円。中体連の全国大会に出場されるということで期待をしていましたが、ハンドボールの方が全国大会に出場できなかったのもので、それに伴う精算です。

そのほかに通学助成、ヘルメットの助成、校外活動の助成、これらの精算に伴うものです。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

15番 入本和男君。

○入本議員

先ほどの明許繰越の1,400万円は、これは確定した、今のように落札者が1,400万だというふうに伺ったのですが、業者は今一般競争入札で1,400万でも地場産業でできなかった、どこの業者が落ちたのか私もわからないのですが、この程度の金額なら地場でできるような気がします、そういうふうな育成の面から考えましても、それからどこの業者か、そのあたりも具体的に教えていただきたいのと、完成時期はいつになるのか、そのあたりはもう契約が済んでいるのかと伺ったのですが。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

政策推進部長 田丸孝二君。

○田丸政策推進部長

契約しております金額は1,806万円でございます、約4割相当の部分を前金という形で今年度執行し、それ以外の事務費等々を含めた部分を新年度で支払をするといったことであります。

請負業者は、株式会社栗本で安芸高田支店の支店長との契約ということになります。

これの入札の執行方法ですが、いわゆる土木建築等々、市が定めた金額によりまして執行の方法というのがありますので、それに基づいて行うということになります。

今回の工事は工種区分とすれば、建築の一式ということで入札方法は条件付きの一般競争入札ということですので、ですから条件付きということになりますので、広く全国ということではなしに、安芸高田市

内に本店・支店を持つもの等々のそういった条件を付して広く公募にかけるといった方法をとっていたようです。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

政策推進部長 田丸孝二君。

答弁を求めます。

○田丸政策推進部長

当初の工期は、平成20年2月7日から平成20年3月31日というふうにしておりますが、これを変更をさせさせていただくということです。現在の段階で最初の工期の設定はしてはおりませんが、いずれにしても現在の進捗の状況から見まして、工期を延長する必要があるということで、このような処置をとらせていただいているところです。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員

22ページの例の負担金及び交付金の3,500万は、これまでの経緯からやむなしかないというふうに思うわけですが、この今後の公社の運営及び経営について、どういうふうに考えられているかの問題です。

聞いたところによると、事業及び業務範囲が極めて広い関係にあると思うわけですが、本来ならこういう事業については、自主自立の事業化が望ましいと思うわけですが、それに向けて今後公社の運営及び経営方針について、どのように考えられておられるか、そこら辺についてのご考察をお伺いしたいと思います。

○松浦議長

答弁を求めます。

政策推進部長 田丸孝二君。

○田丸政策推進部長

先ほども少し触れさせていただきましたけども、基本的にはこの当座貸越があるということで、安易に支出するという傾向があったというふうに私どもが諸帳簿を調べさせていただいたり、この間の諸事情等をお聞きする中であったというふうに思っております。

そういった意味では、要るものは要りましたというふうな回答が往々にして返ってきますので、いわゆる民間企業でありますと、限られた資金の中で資金繰りを必死になってやりながら経営をしていくというのが、常でありますけども、そこらあたりの緊張感がほとんどないという状況を、特に帳簿等を点検する中で感じております。そういった意味では、現在指示しておりますことは、長・理事長決裁は20万ということになっておりますので、当然そのことは履行することにしてしましても、3月末の資金繰りへ向けて1万円以上の支出については、すべて政策企画課の課長並びに担当と相談をするようにという強い指示を今しているところであります。

いずれにしても、こういった体質をまず変えていかないと、これからの経営ということにはなっていないのだろうというふうに考えております。

2点目はこの間のいわゆる人の配置、それから安易に業務委託をしている傾向もありますので、そういったところはすべてチェックを今かけさせていただいています。特に今回は3,500万円のご支援をさせていただくわけでございますので、その枠内で1円でも2円でもやはり自主的な財源を確保できるように、そういったことですべて委託料につきましては、見直しをかけておりますし、それから安易な委託につきましては、職員みずからがやるようにという指示もさせていただいております。そのような方法でこの財団の統合までの期間、運営をしていきたいというふうに考えています。

まだ詳しいところまでの精査をしてはおりませんが、人件費も正規の職員が4名ということになりましたので、以前から比べましたらそこらあたりの負担が相当軽減をされておりますので、現在の段階では年間を通していけば黒字の、4,400万円の支援をいただくという前提がありますけれども、その中では黒字になるという経営を見通しとして立っておりますので、そういった方向で頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○松浦議長

この際、14時30分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時15分 休憩

午後 2時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより質疑を受けます。

11番 藤井昌之君。

○藤井議員

先ほどから挙手をさせていただいてなかなか回って来なかったわけですが、同僚議員の方からも再々質問がありました八千代町の開発公社の件で、少し理解ができないのもう少しお伺いしたいと思います。この公社の3,500万の当座貸越があるということで、今回補正予算で上げておりますけれども、先ほどの部長からの答弁を聞かせていただきますと、今日に至るまでの資料、先般特別委員会の方でもご提示され説明もされました。決算書いわゆる貸借対照表とキャッシュフローも今回新たに出てきたわけですが、私は当初どこまでこの3,500万の負債に対して、調査をされてきたのかということをおっしゃっていただきましたけれども、先ほどの部長の答弁でもありましたように、安易な委託契約もあったということですし、さらには今後の見通しとして4,400万の委託料と合わせて8,200万でしたね、確か。8,200万内の事業をしていくと。先ほどの答弁でもその事業費を組ん

で黒字の見通しがつくということでしたが、今回損失補償が3月末で切れるということで、今回補正でこのように上げているということですが、もし先ほどの部長の答弁どおり黒字が出るのであれば、この損失補償を継続して、黒字を、この出た分を負債の方へ返済していくという手も私はあると思います。どこまで調査をされた、いろいろ帳簿を見て2度繰り返しますが、安易な委託契約もあったと、そういったことで不当な部分があって今回補正で3,500万。これ議会としてやむを得ん処置であるという考え方もあるかと思いますが、もっと細かく調査をされた上で私はこの補正予算を計上して、議会でもそういった説明の中で、どうしてもやむを得ないのだという判断のもとで行うのであればいいわけですが、そこらあたりがまだ不透明な部分があるような気がするわけです。

先ほどの答弁の中でも、平成18年度につきましては、退職金を1,900万充てた。したがって債務的には少なかったわけですが、この19年度で3,500万まで膨れ上がっているわけですね。ここらは今、理事者が退職されていませんからご答弁いただけないのだろうと思いますが、しかし、ここまでの合併前から合併後にかけての開発公社の運営状況が本当にチェックをされてこられたのかどうか。ここらが本当に理解できないところで、責任は開発公社が3,500万の負債を出したことにあるのか、そこらの運営を管理している、いわば市の方ですね、市の方に責任があるのか。ここへ来て3,500万の負債が出たから、これは当座貸越でそういう負債が出ているので、損失補償ができない。したがって補正予算で組みますよと。こういったことで今財政が厳しい厳しいいう中で、私は、ああそうですか、しょうがないですねという形で議会が承認されていいのだろうかという気がするわけです。そこらあたり公社ですから当然理事者もおり、監査もおり、理事の方もおられるわけです。例えば合併以前から今日にかけての様々な監査の意見であるとか、また理事会の議事録を精査して本当にこの3,500万の当座貸越がやむを得なかったことなのかどうか。そこらまできちっと整理をされて今後の運営に携わっていかうとされているのか、この点についてももう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

政策推進部長 田丸孝二君。

○田丸政策推進部長

まず今回の3,500万円の補正ですが、他の第3セクター等は、損失補償をもって当座貸越を認めるということは一切しておりませんので、先ほど申しあげましたように、こういったものがあるから安易に当座貸越にさばって、本気で資金繰りをしていくというスタイルが生まれなかったというふうに私も分析しておりますので、そういった意味では本来当座貸越というふうなことはやはりすべきでない。特別委員会でも申しあげましたように、経営の赤をため込む構造を許

しますと、累積の赤がどんどん広がっていくと。これがいわゆる世に言われている第3セクター等の大きな課題になっているところでもありますので、市とすればこのような制度を残すということ自体がおかしいという、そういう判断ですので、4月1日以降について当座貸越に対する損失補償はしないと。これは強い決意で臨むべきだろうというふうに思います。と同時に黒字になる予定を一応立てておりますけれども、それをもって今回の3,500万円を損失補償をして残しておいて、消していけばいいのではないかとのご議論ですが、特別委員会でもご報告申し上げましたように、21年の3月末の推計ですが、退職に伴う部分が全く積み立てをされておられませんので、財団法人は12月1日以降早い段階で2つを統合させていくという予定にしておりますけれども、その時点におきましては、安芸高田市振興事業団にはそういった負債はありませんけれども、開発公社には退職金に相当する分の積み立てが全くありませんので、これについては、何らかの手立てをしないと統合ということにはなりません。

つまり公社の赤字を事業団の方へ持って行って事業団が積み立てている部分を食うということは、いかにいってもいかなものかということになります。そういった意味では、この退職手当につきましても何らかの形で精算をし、統合をするということにおいては、手立てをする必要が出てまいります。そういった意味では20年度頑張っても黒字にした部分につきましても、こうした部分へ充てていくということで整理をさせていただきます。

先ほど言いましたようにこういった制度は認めてはいけないということと同時に、黒になりましたら既に4,200万円余り予定をされておりますそこに補てんをしていくと、積み立てを少しでもすると。そういったスタンスで臨んできたという判断の中で今回3,500万円の補正を上げさせていただいているということです。

それから市の責任、公社の責任ということですが、合併以来私どものところで公社につきましても指導をしております。ただ、すべての第3セクター等に対する監査というものはいわゆる決算書を分析し、そしてそこに間違いなり計上の不審な点はないかという形で実は監査を、指導なりをしてまいります。

そういった意味では補助簿等々については、何らかの疑いなり不正等々の疑いなりがない場合には、そこまで監査なり指導はしません。それは当然公社の理事なり評議員なり監査というものがしっかりとした経営をし、そして監査をされているという前提があるからであります。他の第3セクター等につきましても、そういうことの中でそういった経営をしていただいている。ただ当公社につきましても、先ほど言いましたように、こういった当座貸越という制度があるがゆえにルーズな経営にひたっておったと、そういったところがあるわけですので、こういったことに気がつかなかったところの責任はどうかという

ことであれば、そういった状況によってはありますけども、責任ということであれば市としての管理をする責任というのは生じるというふうには私は思っております。

ただ、公社の責任ということにつきましては、私どもが今この場でどうこういう立場にはありません。特別委員会の中でも申し上げましたように、会社員の取締役それから公社等の理事等におきましても重大な過失がないと賠償を含めたその責任はとれないというのが法律の枠内にありますので、そういった意味では道義的な責任は当然感じていただいていると思っておりますけども、今日に至って私どもが過去のことについてどうこうということにはならないのだろうと考えております。以上です。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑ありませんか。

11番 藤井昌之君。

○藤井議員 歯切れの悪い答弁だろうと思いますが、他の第3セクターについてはこういった損失補償制度がないということで、今回の公社については損失補償をしないということは私も理解できます。しかし今もありましたように、当初11名の職員が現在4名までなっていると。しかしこの12月1日以降、地域振興事業団の統合ということで言われておりますが、このときに4名の退職金ですね。これも聞くところによると、20年以上のベテラン職員であるということになると、退職金だけでも四、五千万はゆうにかかってくるのではないかと、いうことになるわけです。先ほどの部長の説明では事業団と統合しても事業団のいわゆる財布の中からこの退職金は出せない。したがって市でまた予算計上されるのか、補正予算で上げられるのかということになってくると思うのです。トータルすればこの3,500万のいわゆる負債と合わせば、もう8,000万から1億近い金額になってくるわけです。

先ほど帳簿もなかなか諸帳簿については、決算書を見て指導すると、諸帳簿までは見られない。当然監査もいらっしゃいますからそうでしょうけども、今のところいろいろ精査したけれどもやはりその損失補償という部分で安易な経営、ルーズな経営という言葉も出てきましたけども、そのことによっていわゆる負債が3,500万まで膨れ上がったということになると、行政としては決算書だけではなくして、いろいろな諸帳簿、私は合併前のことまでは言いたくはないですけども、あのキャッシュフローを見ても合併前に土地の購入であるとかいう部分も入っているわけです。そうするとそこらまでさかのぼって、私は行政がきちっと諸帳簿のチェックまでしないといけないと思います。でないときつきも言いましたけども、財政が大変厳しい状況の中で、また、またと言っては悪いですが、いわゆる公社に1億円近い税金が使われようとするわけです。私は行政としてそこまできちっと諸帳簿

まで調査をして、責任分野といいたいでしょうか、行政も含めてそこらをきちっと精査をしないと、ただ単に債務補償できません。当座貸越が3, 500万あります。補正予算でやむを得ないからというスタイルでは私はいけないのではないかと思います。先ほどもこの損失補償については、どこもやっていない。だから、つい英断と決断を持って臨んでいくんだと言われるのであれば、そこまできちっと精査をすべきだろうというふうに思うんですよ。

3回までの質問しかできませんし、またこのことについては特別委員会でも取り上げられるでしょうけども、しかし特別委員会は今後の運営のいろいろなことで質問ができますが、しかしこの3, 500万の今回の補正予算を、どこに責任があってどういう部分がだめだったからという、そこらの精査までを私はやらずに、やむを得ないですから補正予算で通すというのはいかがなものかと思えます。

最後の質問ですので、長々と申し上げましたけども、私の意を汲んでいただいて、そこらあたりの答弁もいただきたいと思えます。

以上です。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

政策推進部長 田丸孝二君。

○田丸政策推進部長

議員ご指摘のとおり、財団の統合ということになりますと、退職積立金が一切ありませんので、先ほど申し上げましたように4, 200万程度のものが新たに必要になってくるだろうと。これは市の方が補てんをしないとイケないという形になってこようと思えます。

今回を含めまして3, 500万ということですので、多額な金をこの公社に整理するという事の中で投入をしていくわけですので、議員ご指摘のことというのは大変大切なことなのだろうと思えます。

一応私どもがキャッシュフローの関係でいいますと、一時期いろいろな経過はありつつも、プラスに転じておったということがありますので、やはりそこから赤字に貸越に転じていく過程は、しっかり検証するという事と、それから未収等がありますが、この原因も根深いものがありますので、そこらあたりもきちんと整理をしないとイケないのだろうと思えます。つまり会計上穴が開いている部分につきましては、どこに原因があるのかということについては、きちんとした整理をしないと、当然この公社の整理というのにつけられないのだろうということは私ども承知しております。

したがって、公社設立以来ということでは私は帳簿の有無の問題もありますし、長い歴史を持っている公社でありますので、極めて難しいというふうには思いますが、やはり合併後と同時に合併後と残されているそういった未払いを含めたものについては、明らかにしてまた議会の方へご報告申し上げたいと考えております。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

20番 亀岡等君。

○亀岡議員

議長。

先ほど来この件につきまして、かなり意見も指摘も出ているわけですが、私はやっぱり行政の姿勢というものがまだまだ甘いと思います。先般も第3セクター特別委員会で申し上げましたが、今市民が市民の側で全く、いわゆる行政の関係者は知らなかったのだというようなことが公になりますと、市民の信頼はなくなりますよ。せめて返済期日を調査するのにちょっとどういいますか、十分把握をしていなかったというのならまだわかりますよ。全く知らなかったということは、一体安芸高田の市政はどうなっているのかということになるのではないですか。既にもうそういうことは出ていますよ。この件だけでなしに。もっと市政そのものが、すべて公金で仕事をするわけですからやらなくてもいいことをやる言ったり、そんなことをしていたらだめですよ。この件の市民に与える不信も大きいですよ。私は議会も執行部もこういったことをやっぱり正規に本当に厳しさを持たないといけないと思うんですね。

まだまだ第3セクターの中には、当時の行政との関係で、借入金を保証するというようなことをしてありますよ。貸越がどうだとかいうことではなくて、いろいろな形のものがありますね。先般ももう一切そういうことは対応しないのだという形の部長の答弁がありましたので、私も少し申し上げたのですが、やはり合併しまして6町がそれぞれ持ち合わせていた様々な借入金の問題にしてもいろいろ持ち寄っているわけです。今も部長が言っておられましたが、合併してからの後といいましても、実際行政がそれぞれ持ち寄って合意の上でこれに関与していかなければいけないのです。そういうことになっているのです。ですから行政そのものがもっと厳しい視線を持たなければ、うまくいっているんだというような感じではいけませんよ。私はそのことをぴしゃっと申し上げたいということで発言しているのですが、今後の行政がどういうような政治を執行していくのかと、ここによって信頼を取り戻すことができるのかどうかですね。私はこのことについて、どういうお考えを持っておられるのか、そのところを聞いておきたいと思います。

以上です。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

今回の問題について貸越制度そのものはあったというのは、わかっておるわけですが、問題は債務保証があったかどうかという問題について、合併の引継ぎの中にはなかったということでございまして、そのことが今回公になったというように我々も考えておりまして、合併のときにいろいろと各町課題を抱えて合併をしたわけですが、こうい

うような問題が隠れていたというのは合併の中での引継ぎが不十分であったというように私は考えるわけですが、しかし、合併の段階で安芸高田市、高田郡が円満に合併はできたとと言われてはおりますが、実際にはいろいろな課題があったわけです。議員さんの中にも合併建設委員さんもおられましたし、我々6町の町長また議長さんもその財政の問題を余りほじくり回してええじゃあ悪いじゃあ、ということになると、合併はできんと。完全にその財政を調整してくるということは、不可能なことなんだと。それをやれいということになると、合併からこぼれていく市町村が出てくるということで、わかりやすい言葉で言いますと、着の身着のままに合併しようではないかということで私は円満に合併できたと思うわけですし、現在の八千代の公社の問題にしても、土師ダムができるときからのこの公社の歴史があったわけで、これは役場ができないことを公社が変わって住民のためにやったと、そういう部分もかなりあったわけです。それがもう既にダムができて30数年経って、だんだん公社の使命も変わってきたということがあろうかと思えます。したがって、このような長い歴史の経過の中で、今合併をしてみても整理をしなければいけない問題が出たというように思うわけでございまして、今私が救いに思えるのは、市有地が大分ありますので、市有地を処分しながらこの問題の解決をしていく方法はないだろうかということを考えているわけでございまして、本当に地域振興事業団と合併するとき、また丸ごと市が補正予算を組んで負担をしないといけないということは、できるだけ避けていきたいと私自身は今考えているところです。その方法はもう市有地を処分するしかないというように思えます。

○松浦議長

20番 亀岡等君。

○亀岡議員

先日も第3セクター特別委員会でも申し上げましたように、今も市長の方からありましたが、合併というのは妥協しているんですね。基本的には当時の整理すべきことは単町の時代に整理して、整理しきれないところは、持ち寄って合併後にやっていくというのが前提にあったわけですね。ですからこれをそうはできないと言っているのではないですね。そのことは先般の委員会で確認をさせていただきましたよね。だが、あたかも市民が行政は何をしているのかというように受け止められるような形の、そういった方のこの問題の扱いというのは、私はよほど慎重にやっていかないといけないと思うんですね。

それからたびたび申し上げますが、やはり今後のこれからの取り組み、どのように厳しく財政運営、公金使用をやっていくのかと。ここですね。ここで初めて市民の方は行政が行うことに議会と協力をしてくれるのだと、こういう考え方にならないといけないと思うのです。そのところをきちんと踏まえてやっていただきたいと思うわけです。

答弁ができれば聞きたいと思えます。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 先ほど来、議員さんの方から非常に厳しいご指摘を受けております。我々も今回の貸越の残を、結局は市費に頼って処理をせざるを得んという状況になったわけですし、決してこれがいい処置であるということは考えておりませんが、やはりやむを得ない処置であるというふうにご理解を賜りたいと思いますし、今後は八千代町にもかなりの財産を持っておられますので、ご理解を得ながらやはりこの財産の処分も、合併をしておりますので、市有地になっておりますので、お願いをさせていただける、そういう方向にならざるを得ないのではないかと、このように考えておりますので、皆さんのご意見は深く受け止めて今後運営をしてみたいと思います。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑がないようなので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。
本件は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論ないようですので、これをもって討論を終結いたします。
お諮りいたします。
これより議案第40号、平成19年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)の件を起立により採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第46 議案第41号 平成19年度安芸高田市国民健康  
保険特別会計補正予算(第3号)

○松浦議長 日程第46、議案第41号、平成19年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 平成19年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)です。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、41

5万9千円を減額し、予算の総額を41億1,599万3千円とするものです。

歳入につきましては、財産収入150万円を追加し、国庫支出金133万6千円、繰入金432万3千円をそれぞれ減額をするものです。

歳出につきましては、総務費142万7千円、基金積立金150万円をそれぞれ追加し、保健事業費708万6千円をそれぞれ減額するものです。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉対策推進部長 廣政克行君。

○廣政福祉対策推進部長

それでは議案第41号、平成19年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、要点のご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成19年度予算の精査見込みに伴う補正でございます。歳入・歳出それぞれ415万9千円を減額するものです。

歳入ですが、6ページからご説明をいたします。

3款国庫支出金の2項国庫補助金、1目財政調整交付金、2節特別調整交付金133万6千円の減額につきましては、国保ヘルスアップ事業費の確定に伴います241万3千円の減額、並びに国保データベースシステムの整備に伴います107万7千円の増額によるものです。

8款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金150万の増額につきましては、財政調整基金運用利子の増額です。9款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金432万3千円の減額につきましては、特定健診等実施計画策定事業費並びに総合健診事業費の確定に伴うものです。

次に歳出ですが、7ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節備品購入費107万7千円増額につきましては、国保データベースシステムソフトの購入にかかる増額です。

2項徴税費、1目賦課徴収費、18節備品購入費35万の増額につきましては、シュレッダーの購入に伴うものです。

6款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費、13節の委託料241万3千円の減額につきましては、国保ヘルスアップ事業費の確定による減額です。

2目疾病予防費、13節委託料304万円の減額につきましては、特定健診等実施計画策定委託料の確定に伴う減額です。

19節負担金補助及び交付金163万3千円の減額につきましても、総合健診負担金の確定に伴う減額です。

8ページをお願いいたします。

7 款の基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金、2 5 節積立金 1 5 0 万円の増額につきましては、財政調整基金運用利子の積み立てです。

以上、要点の説明を終わります。

○松 浦 議 長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○岡 田 議 員

議長。

○松 浦 議 長

1 9 番 岡田正信君。

○岡 田 議 員

聞き漏らしたかもわからないのでお尋ねしますが、6 ページの特別調整交付金の関係ですが、これには1 2 月の補正でも申し上げましたが、そのときにはこれから算入するというのは、国の算定ミスが当市にも影響あるということが判明いたしまして、その後その作業に入ることでありましたが、今回にはそれが含まれているのかどうか。お尋ねいたします。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に答弁を求めます。

福祉対策推進部長 廣政克行君。

○廣政福祉対策推進部長

財政調整交付金の特別調整交付金ですが、今回につきましては、先ほどご説明いたしましたように、ヘルスアップ事業、これに伴います減額、また国保のデータベースのシステム改修、これに対します1 0 7 万 7 千円増額でして、議員ご指摘の今の調整基金につきましては、有事等の調整基金いろいろ国の方も今調整を凶っているようでして、1 2 月の補正でも少しご説明をいたしましたけども、まだ県の方からもご指示をいただいておりますので、このたびもこの調整交付金には計上しておりません。

○松 浦 議 長

1 9 番 岡田正信君。

○岡 田 議 員

含まれていないということは明らかになったわけですが、どうしても国から来る金というのは、地方交付税の特別交付税にしましてもいよいよ年度末になってみなければわからないというひとつのシステムがあるんです。このたびの国の算入ミスというのは、夏ごろわかりました原爆の関係と身体障害者、こういうものに限ってというのが大きな中身だろうと思います。入っていないと言われればそれまでですが、できるだけ県から待つのではなく、当市から担当からでも申し上げて、多分国の方はもう通達を出しているように承知しているのですが、ですから、部長が言われたように県から来ないのなら県がストップしているのかもわかりませんから、そういうことなら早く引き出して我が市にどういう影響をするかというぐらいしないと、次の財源にも関係することですから、どのぐらいの金額になるのか私ではわかりませんが、その点はいかがでしょうか、その点つかんでおられるところを答弁願います。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に答弁を求めます。

福祉対策推進部長 廣政克行君。

○廣政福祉対策推進部長

議員ご指摘のように特別調整交付金につきましては、国の算定基準等のプラスマイナスがありまして、本市におきましては、プラスになるかマイナスになるか実際のところはっきりわかりませんが、年度末も近いことではあります。国の方も、私の方ではまだそういった情報が入っておりませんが、再度県等にも確認いたしまして年度内には何とか協議をしてみたいと思います。私の方へまだ情報が入っておりませんので、答弁の方がはっきり申し上げにくいのですが、ご指摘のように県の方にも伺ってみたいと考えています。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
お諮りします。

これより議案第41号、平成19年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第47 議案第42号 平成19年度安芸高田市老人保健
特別会計補正予算（第3号）

○松浦議長

日程第47、議案第42号、平成19年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議案名が平成19年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第3号）です。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、200

万円を追加し、予算の総額を53億6,192万4千円とするものです。

歳入につきましては、支払基金交付金100万円、国庫支出金66万6千円、県支出金16万6千円、繰入金16万8千円をそれぞれ追加するものです。

歳出につきましては、医療諸費200万円を追加するものです。
以上よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉対策推進部長 廣政克行君。

○廣政福祉対策推進部長

議案42号の要点のご説明を申し上げます。

本案につきましても、平成19年度医療費支給費の精算見込みに伴う補正でございまして、歳入・歳出それぞれ200万円を増額するものです。

歳入ですが、6ページをお願いいたします。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目の医療費交付金、1節現年度分の100万円の増額につきましては、医療費支給費の増額に伴うものです。交付率は50%となります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金、1節現年度分の66万6千円の増額につきましても、医療費支給費の増額に伴うものです。補助率につきましては33.3%です。

次に3款県支出金、1項県負担金、1目医療費負担金、1節現年度分16万6千円の増額につきましても同様です。補助率は8.3%です。

7ページをお願いいたします。

4款の繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金の16万8千円につきましても同様で、医療費給付費の増額に伴うもので、繰入率につきましては8.4%を見込んでおります。

続いて歳出ですが、8ページをお願いいたします。

1款医療諸費、1項医療諸費、2目医療費支給費、20節扶助費の200万円の増額につきましては、高額医療費また柔道整復施術料・治療用装具代等の医療費支給費の増加に伴うものです。

以上、要点の説明を終わります。

○松浦議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議

ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
お諮りします。

これより議案第42号、平成19年度安芸高田市老人保健特別会計
補正予算（第3号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第48 議案第43号 平成19年度安芸高田市介護保険  
特別会計補正予算（第3号）

○松浦議長 日程第48、議案第43号、平成19年度安芸高田市介護保険特別  
会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 平成19年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）です。  
本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1億  
3,863万円を減額し、予算の総額を35億454万4千円とする  
ものです。

歳入につきましては、保険料2,361万7千円、使用料及び手数料  
3万円、県支出金31万5千円、財産収入11万7千円をそれぞれ  
追加し、国庫支出金6,430万1千円、支払基金交付金6,818  
万2千円、繰入金3,022万6千円をそれぞれ減額するものです。

歳出につきましては、基金積立金1,978万5千円を追加し、総  
務費143万3千円、保険給付費1億4,494万2千円、地域支援  
事業費1,204万円をそれぞれ減額するものです。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉対策推進部長 廣政克行君。

○廣政福祉対策推進部長 議案第43号の要点のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、今年度の執行見込みを精査しまし  
て、予算の調整をさせていただくものが主なるものです。

まず歳入の補正ですが6ページをお願いいたします。

1款の保険料ですが、2,361万7千円の増額です。第3期介護

保険事業計画におきまして見積もった額より、現年度特別徴収分が3,904万4千円増額、現年度普通徴収分は1,562万7千円減額、滞納繰越分は20万円増額見込みです。これにつきましては、特別徴収する捕捉回数、つまり年金徴収の回数が増えたことによりまして、普通徴収保険料が少なく特別徴収保険料が多くなったことと、税制改正の影響で、被保険者の平均の所得段階が上がったことによるものと考えています。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料ですが、事業所指定手数料について地域密着型サービス事業所の指定件数の増加により3万円の増額です。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金ですが、3,990万1千円の減額です。これにつきましては、歳出の保険給付費の減額によるものです。

7ページですが、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目の調整交付金につきましては、2,679万3千円の減額でございまして、これにつきましては歳出の保険給付費の減額によるものです。

2目地域支援事業交付金につきましては、268万8千円の減額ですが、これは歳出の地域支援事業費の介護予防事業の減額によるものです。

3目地域支援事業交付金、436万円の増額です。これは包括的支援事業・任意事業の補助対象事業費の増額に伴い、歳入の増額を行うものです。

4目国庫補助金、72万1千円の増額ですが、平成20年度に介護保険料激変緩和策を延長することに伴う、介護保険電算システム改修費に対する国庫補助金です。

4款の支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目の介護給付費交付金につきましては、6,484万8千円の減額ですが、これにつきましては歳出の保険給付費の減額によるものです。

2目の地域支援事業支援交付金につきましては、333万4千円の減額ですが、これは歳出の地域支援事業費の介護予防事業の減額によるものです。

8ページをお願いいたします。

5款の県支出金、1項県負担金52万3千円の減額ですが、これは、歳出の保険給付費の減額によるものです。

3項の県補助金、1目の地域支援事業交付金は、歳出の地域支援事業費の介護予防事業の減額によるものです。

2目地域支援事業交付金は、218万2千円の増額です。これにつきましては包括的支援事業・任意事業の補助対象事業費の増額に伴い、歳入の増額を行うものです。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、11万7千円の増額です。介護給付費準備基金の利子です。

9ページをお願いいたします。

8款繰入金、2項一般会計繰入金につきまして、それぞれ歳出の増減により歳入を調整するものです。

続いて、歳出の10ページをご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、146万5千円の増額ですが、それぞれ執行見込みによる増減でして、このうち、1節報酬は、地域密着型サービス運営委員会委員報酬で開催回数の減によるため減額をしました。また、13節委託料は、介護保険料の激変緩和策を平成20年度に延長するため、介護保険システム改修委託料の追加をお願いしております。

2項徴収費、5万3千円の減額は、執行見込みによる減額です。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費90万2千円の減額につきまして、介護認定審査会委員の報酬等の減額です。

11ページをお願いいたします。

2目認定調査費等194万3千円の減額は、執行見込みによる減額です。なお、このうち、13節委託料204万8千円の減額につきましては、市の非常勤特別職であります認定調査員で行う直営の訪問調査が増えたため、訪問調査委託料を減額するものです。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、485万5千円の増額です。増額の原因としては、デイサービス、デイケア、ショートステイが伸びております。この要因としては、重度者の在宅高齢者が増加していること、一人当たりのサービス利用量が伸びているものと分析しているところです。

3目の地域密着型介護サービス給付費1億4,552万1千円の減額は、地域密着型サービス事業の指定が遅れているための減額をこのたびするものです。

5目施設介護サービス給付費7,166万6千円の増額につきましては、施設入所者の増加によるものです。平成18年10月と平成19年10月を同時比較してみますと、特養で5人、老健で8人、療養型病床で2人入所者が増加しています。

7目の居宅介護福祉用具購入費です。

12ページをお願いいたします。

8目居宅介護住宅改修費、また9目の居宅介護サービス計画給付費については、それぞれ執行見込みによる減額です。

2項の介護予防サービス等諸費、1目の介護予防サービス給付費、5,193万6千円の減額ですが、原因としては、平成18年度の制度改正によりまして、要支援と認定される軽度の高齢者の要介護申請が伸びないことにあると分析しています。住宅改修など特定のサービスを利用するため認定を受けられる高齢者もありますが、要支援認定者を介護予防サービスに結びつける取り組みが続けて必要だと考えております。

3目の地域密着型介護予防サービス給付費、また5目の介護予防福祉用具購入費、また6目の介護予防住宅改修費、13ページにいきまして、7目の介護予防サービス計画給付費については、それぞれ執行見込みによる増減です。

3項その他諸費、1目審査支払手数料につきましては、件数による増額です。

4項の高額介護サービス等費、1目の高額介護サービス費、2目の高額介護予防サービス費、それぞれ執行見込みによる増減です。

14ページをお願いいたします。

5項特定入所者介護サービス等費、1目の特定入所者介護サービス費、2目の特定入所者介護予防サービス費については、それぞれ執行見込みによる増額です。

4款の地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費につきまして、801万円の減額で、13節委託料で特定高齢者に対する通所型介護予防事業委託の執行見込みによる減額です。

2目の介護予防一般高齢者施策事業費20万円の減額は、それぞれ執行見込みによります一般高齢者介護予防事業の増減です。19節の負担金補助及び交付金は、ふれあいサロン事業参加者の増加に伴う補助金の増額です。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目の一般管理費は財源の組み換えです。

2目介護予防ケアマネジメント事業費も同様です。

3目の総合相談事業費31万円の減額は、13節委託料、高齢者実態把握委託の執行見込みによる減額です。

4目の権利擁護事業費12万円の減額につきましても、事業の執行見込みによる減額です。

5目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費13万円の減額は、1節の報酬、地域包括支援センター運営協議会委員報酬の減額で、開催回数の減によるものです。

16ページをお願いいたします。

6目の任意事業費327万円の減額は、13委託料で配食サービス・外出支援サービス・家族介護教室など在宅サービスの執行見込みによる減額で、18備品購入費であんしん電話の執行見込みによる減額、20の扶助費では在宅の重度者の増加に伴う家族介護用品支給事業の増額です。

5款の基金積立金、1項基金積立金、1目の介護給付費準備基金積立金1,978万5千円の増額は、基金に積み立てるものです。

以上、要点の説明を終わります。

○松浦議長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

17番 今村義照君。

○今村義照

歳出のうち14ページの地域支援事業費の中で、介護予防特定高齢者施策事業費が減額になっております。通所のため費用が減額になったということですが、これの特に特徴的なところはこういったことなのでしょうか。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

福祉対策推進部長 廣政克行君。

○廣政福祉対策推進部長

14ページの地域支援事業費801万円の減額だろうと思いますが、この介護予防事業費につきましては、地域また老人クラブ等の団体、ふれあいサロン等に、その団体によります通所型の介護予防事業費という参加促進事業として取り組んでおります。

実際に特定高齢者を抽出しての要支援の予防という形になりますけれども、実際、対象はしますが、ある程度まだ自分は若いというようなひとつの自己認識もありまして、なかなかサービスを利用していただかないというような問題もあります。先ほど少しご説明をいたしましたけれども、引き続き勧奨・推進をして予防事業に取り組みたいと思います。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りします。

これより議案第43号、平成19年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第49 議案第44号 平成19年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第2号）

- 松 浦 議 長 日程第49、議案第44号、平成19年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 児玉更太郎君。
- 児 玉 市 長 議案名が平成19年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第2号）です。
本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、163万9千円を減額し、予算の総額を2,674万円とするものです。
歳入につきましては、繰入金163万9千円を減額するものです。
歳出につきましては、サービス事業費163万9千円を減額するものです。
以上、よろしく審議を賜りたいと思います。
- 松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
福祉対策推進部長 廣政克行君。
- 廣政福祉対策推進部長 議案第44号の要点のご説明を申し上げます。
このたびの補正につきましても、今年度の執行見込みを、精査見込みをしまして、予算の調整をさせていただくものが、主なものです。
歳入の6ページをお願いします。
2款の繰入金の1項一般会計繰入金ですが、163万9千円の減額で、事業執行見込みに基づくものです。
続いて7ページ、歳出のご説明をいたします。
2款サービス事業費、1項の介護予防支援事業費、1目の介護予防支援事業費、要支援1・2と認定された高齢者のケアプランを作成する費用ですが、163万9千円の減額で、それぞれ事業の執行見込みによる減額です。1節の報酬につきましては、ケアプラン作成のため非常勤の介護予防支援専門員ケアマネジャー3名を雇用する計画でしたが、1名しか雇用ができませんでした。2名の未雇用によりまして生じた不用額を減額するものです。11節の需用費につきましては、公用車の燃料などサービスに要する費用の執行見込みによります減額です。12節役務費は、通信費ですが、サービスに要する費用の執行見込みによります減額を計上させていただきました。
以上、要点の説明を終わります。
- 松 浦 議 長 以上で要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。
〔質疑なし〕
- 松 浦 議 長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長 ご異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
お諮りします。

これより議案第44号、平成19年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第2号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決をされました。
この際、16時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時46分 休憩

午後 4時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松 浦 議 長 それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第50 議案第45号 平成19年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○松 浦 議 長      日程第50、議案第45号、平成19年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長      平成19年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）です。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、315万円を減額し、予算の総額を3億7,638万2千円とするものです。

歳入につきましては、分担金及び負担金549万6千円、使用料及び手数料43万8千円をそれぞれ追加し、繰入金868万4千円、諸収入40万円をそれぞれ減額するものです。

歳出につきましては、施設費55万円、公債費260万円をそれぞれ減額するものです。

また、繰越明許費の補正は、地方自治法第213条第1項の規定によって、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、4,670万

円とするものであります。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

それでは議案第45号、平成19年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、要点説明を行います。

これにつきましては事業の精算見込み等によりまして、それぞれ精査をさせていただきます。

まず歳入ですが、8ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金の分担金では、加入者が24戸程度増加見込みということで549万6千円の追加をさせていただきます。

2款使用料及び手数料の使用料では、43万8千円の追加。

4款繰入金の1項他会計からの繰入金では、精算見込み等により一般会計からの繰入金868万4千円を減額しております。

6款諸収入の1項雑入では、浄化槽汚泥の投入量減に伴い40万円を減額しております。

次に10ページをお願いします。

2款施設費の1項施設管理費の管理運営費では、下水道台帳業務委託の精算見込み等に伴い105万円を減額。施設管理費では、汚泥処分量の確定に伴う投入手数料や浄化センターの維持管理業務で精算見込等に伴い250万円を減額しています。

2項施設建設費では300万円を追加しておりますが、その主な内訳は、事業の精算見込み等により、需用費を7万4千円減額、役務費を7万4千円追加、委託料では調査設計業務など48万7千円を減額、工事請負費で管路工事などに497万円を追加させていただきます。

3款公債費では、額の確定に伴い利子を260万円減額しております。

4ページにお戻りをいただきたいと思います。

第2表繰越明許費の補正ですが、吉田処理区公共下水道事業について、国道54号への管路布設工事などで年度内に完了が見込めない箇所がありますので、補正前の額に900万円を追加し、補正後の額を4,670万円とさせていただきますとするものです。

以上で説明を終わります。

○松浦議長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長      ご異議なしと認め、これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長      討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
お諮りいたします。

これより議案第45号、平成19年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長      起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第51 議案第46号 平成19年度安芸高田市特定環境
保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○松 浦 議 長 日程第51、議案第46号、平成19年度安芸高田市特定環境保全
公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長 平成19年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算（第3号）です。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、2、
309万8千円を減額し、予算の総額を7億5、740万9千円とする
ものです。

歳入につきましては、分担金及び負担金1、282万2千円、使用
料及び手数料312万2千円、繰入金305万4千円、諸収入30万
円、市債380万円をそれぞれ減額するものです。

歳出につきましては、総務費71万1千円を追加し、施設費2、1
70万9千円、公債費210万円をそれぞれ減額するものです。

次に、繰越明許費の追加ですが、地方自治法第213条第1項の規
定により、翌年度に繰り越して使用できる事業費を、3、390万円
とするものです。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を、1億3、
970万円と定めるものであります。

以上、よろしく審議を賜りたいと思えます。

○松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

それでは議案第46号、平成19年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、要点の説明を行います。

これも事業の精算見込みによるものですが、まず歳入です。8ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金の加入者分担金ですが、八千代処理区におきまして浄化センターの供用開始が遅れたということですが、周辺の管路埋設に湧水等が多かったため、開始時期が遅れたため、当初112戸見込んでおりましたが、62戸となり加入者分担金1,282万2千円を減額させていただいております。

2款使用料及び手数料では、加入者見込みの減少などに伴い312万2千円減額。

5款繰入金の1項他会計からの繰入金では、事業の精算見込みに伴い一般会計からの繰入金305万4千円を減額。

7款諸収入の1項雑入では、甲田浄化センターへの浄化槽汚泥投入量の減に伴い30万円の減額。

8款市債では、額の確定に伴い380万円を減額しております。

次に歳出ですが、10ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費の一般管理費ですが、人件費の調整などで給料86万1千円を追加し、負担金補助及び交付金では加入促進補助金を精算見込みに伴い15万円減額させていただいております。

2款施設費の1項施設管理費では、607万9千円【670万9千円、次ページで訂正あり】を減額しておりますが、それぞれの業務等の精算見込みに伴い、管理運営費では、下水道台帳作成の業務委託料160万円を減額、八千代処理区では、需用費、役務費並びに施設の保守点検委託料など合わせて510万9千円の減額となっております。

2項施設建設費では、各処理区の事業の精算見込みなどにより、2つの処理区で、1,500万円の減額となっておりますが、その主なものを申し上げますと、八千代処理区では、管路等の調査設計業務委託料や浄化センター建設工事委託料及び管路工事請負費並びに、水道管移設等の補償費などの調整により850万円の減額をさせていただいております。向原処理区では、不明水調査業務のうち、管路等の調査が時期的にできなかったため650万円を減額させていただいております。

3款公債費の2目利子については、額の確定に伴いまして210万円を減額させていただいております。

4ページにお戻りをいただきたいと思います。

第2表繰越明許の補正ですが、特定環境保全公共下水道事業の八千代処理区において、一部下水管の埋設ルートに生活関係の排水管が埋設されていたことが判明し、管理者との協議等に時間を要し、1,570万円を、また、甲田処理区においては、浄化センターの建設の関

係で一部国土交通省の河川用地を掘削する必要が生じ、その協議に時間を要し、1,820万円を翌年度に繰越させていただきたいとするもので、総額では3,390万円です。

5ページをお願いします。

第3表地方債の補正ですが、事業の精算見込みに伴い、補正前の額から380万円を減額し、補正後の額を1億3,970万円とさせていただきたいとするものです。

それから10ページで、読み間違えがありましたので、訂正をさせていただきます。施設管理費の総額で670万9千円ですが、607万円と読み間違えたということで、訂正をさせていただきます。

以上です。

○松浦議長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りします。

これより議案第46号、平成19年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第52 議案第47号 平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

○松浦議長 日程第52、議案第47号、平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）です。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1,013万8千円を減額し、予算の総額を4億5,259万7千円とするものです。

歳入につきましては、分担金及び負担金628万8千円、使用料及び手数料205万4千円、繰入金99万6千円、市債80万円をそれぞれ減額するものです。

歳出につきましては、施設費813万8千円、公債費200万円をそれぞれ減額するものです。

次に、繰越明許費は地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業費を1,160万円とするものです。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を6,670万円と定めるものです。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

それでは議案第47号、平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、要点の説明をさせていただきます。

歳入ですが、8ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金の1目分担金ですが、当初128戸程度見込んでおりましたが、26戸程度の減少ということで628万8千円を減額させていただいております。

2款使用料及び手数料では、加入者の減などに伴いまして205万4千円減額。

5款繰入金の1項他会計からの繰入金では、一般会計からの繰入金99万6千円を減額をさせていただいております。

8款市債では、精算見込みにより80万円を減額させていただいております。

次に歳出ですが、10ページをお願いします。

2款施設費の1項施設管理費では、各処理区等の精算見込等によりまして、管理運営費で下水道台帳の業務委託料390万円を減額、吉田処理区では、事業費で光熱水費や汚泥脱水手数料など145万円を減額、八千代処理区では、汚泥脱水手数料など9万1千円を追加させていただいております。高宮処理区では、汚泥脱水手数料など40万円を減額し、向原処理区では、浄化センターの施設の修繕費や汚泥脱水手数料など182万1千円を追加させていただいております。合わせまして383万8千円を減額させていただいているところです。

2項施設建設費では、吉田処理区、入江地区の事業費の精算見込み

などにより、業務委託料や工事請負費など合わせて430円を減額しております。

3款公債費の2目利子については、額の確定によりまして200万円を減額しております。

4ページにお戻りをいただきたいと思えます。

第2表繰越明許の補正ですが、入江地区農業集落排水事業において、下水道管施工において難工事箇所があり、工法検討や地元調整に時間を要したため、年度内の完了が見込めないことから、工事費の一部1,160万円を翌年度に繰越させていただきたいとするものです。

5ページをお願いいたします。

第3表地方債の補正ですが、補正前の額から80万円を減額し、補正後の額を6,670万円とさせていただきたいとするものです。

以上です。

○松浦議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

15番 入本和男君。

○入本議員

8ページの分担金のところで、軽く26戸減と言われましたが、加入者分担金の原因と加入努力をしてどういう問題があるのか。

○松浦議長

答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

加入者の分担金につきましては、各処理区においてそれぞれ支所を中心に加入者の増加について取り組みをさせていただいているところです。それぞれ旧町時代の分担金の取り組みがありまして、平成20年度からは統一するというので、今早期に加入をしていただくよう行っておりますが、入江等につきましては、少し管路等の整備が遅れている関係もあり、128戸の見込みが102戸ということで、26戸の減ということです。

今後もしっかり加入していただくよう取り組みをしたいと思えます。以上です。

○松浦議長

15番 入本和男君。

○入本議員

加入の原因は設備の敷設の開始が不可能でなっているのか、それともそれでありながらできていないのか、それで加入の努力をした結果原因がどこにあるのかということを知っているのですが、そのあたりをもう少し明確に。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

すべてとは申し上げませんが、一つは管路が行かないと加入が遅れているのと、もうひとつは、加入していただくためには、今の自宅の改造があります。そういう形の中で加入者の負担金もあるということ

で、いろいろ検討されているということも一つの要因だというふうに考えておりますが、それも含めまして我々の方では早期な加入について、取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質問ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。  
本件は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。  
討論はありますか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
お諮りいたします。

これより議案第47号、平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第53 議案第48号 平成19年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

○松浦議長 日程第53、議案第48号、平成19年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 平成19年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）です。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、2,640万4千円を減額し、予算の総額を2億4,497万円とするものです。

歳入につきましては、使用料及び手数料101万2千円、国庫支出金739万5千円をそれぞれ追加し、分担金及び負担金224万円、繰入金1,727万1千円、市債1,530万円をそれぞれ減額するものです。

歳出につきましては、施設費2,570万4千円、公債費70万円

をそれぞれ減額するものです。

次に、地方債の補正につきましては、その借入限度額を、2,470万円と定めるものであります。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

それでは議案第48号、平成19年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）について、要点のご説明をさせていただきます。

まず歳入ですが、8ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金では、当初100件見込んでおりましたが、12件減少したことから、加入者分担金224万円を減額させていただいております。

2款使用料及び手数料では、加入者は減じましたが使用水量等の増加に伴い、101万2千円の追加をさせていただいております。

3款国庫支出金では、1項国庫補助金の浄化水槽事業国庫補助金では、事業の精算見込みに伴い、739万5千円の追加。

6款繰入金の1項他会計からの繰入金では、精算見込みに伴いまして1,727万1千円の減額をさせていただいております。

9款市債では、1,530万円を減額しております。

次に歳出ですが、10ページをお願いします。

2款施設費の1項施設管理費では、精算見込みにより施設の検査手数料として役務費100万円を減額。

2項施設建設費では、各処理区の事業の精算見込みによりまして、設置基数が減少したことなどにより、工事請負費の2,385万6千円を初め、事務費など合わせまして2,470万4千円を減額させていただいております。各処理区の設置戸数を申し上げますと、吉田処理区では18基、八千代処理区で6基、美土里処理区で21基、高宮処理区で29基、甲田処理区で20基、向原処理区で1基の95基となっています。

3款の公債費では、支払利息の額の確定に伴いまして70万円を減額させていただいております。

それでは4ページにお戻りをいただきたいと思います。

第2表地方債の補正ですが、浄化槽整備事業の精算見込みに伴い、補正前の額から1,530万円減額し、補正後の額を2,470万円とさせていただきたいとするものです。

以上です。

○松浦議長

以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松 浦 議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第48号、平成19年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第54 議案第49号 平成19年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第2号）

○松 浦 議 長

日程第54、議案第49号、平成19年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

平成19年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第2号）です。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、40万円を減額し、予算の総額を1,113万8千円とするものです。

歳入につきましては、使用料及び手数料11万6千円、繰入金173万4千円をそれぞれ追加し、分担金及び負担金225万円を減額するものです。

歳出につきましては、施設費40万円を減額するものです。

以上、よろしく審議を賜りたいと思えます。

○松 浦 議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

それでは議案第49号、平成19年度安芸高田市コミュニティ・プ

ラント整備事業特別会計補正予算（第2号）について、要点の説明を行います。

まず歳入ですが、6ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金では、当初10戸の見込みでしたが最終的に1戸しか加入がなく、225万円の減額をしております。なお、この地区は48戸の対象者がありますが、現在32戸の加入ということで加入率では67%ということになっております。甲田支所を中心にそれぞれ個別にあたっていただいておりますが、結果として1戸であったということです。

2款使用料及び手数料の下水道使用料では、11万6千円の追加をさせていただきます。

3款繰入金では、事業の精算見込みに伴い一般会計からの繰入金として173万4千円を追加させていただきます。

次に歳出ですが、7ページをお願いいたします。

2款施設費の施設管理費では、業務の精算見込みに伴いまして委託料40万円を減額させていただきます。

以上です。

○松浦議長 以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第49号、平成19年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第2号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第55 議案第50号 平成19年度安芸高田市簡易水道

事業特別会計補正予算（第4号）

○松浦議長 日程第55、議案第50号、平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）です。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、909万3千円を追加し、予算の総額を7億120万8千円とするものです。

歳入につきましては、市債2,540万円を追加し、分担金及び負担金389万1千円、使用料及び手数料147万3千円、繰入金1,094万3千円をそれぞれ減額するものです。

歳出につきましては、公債費3,120万5千円を追加し、総務費1万円、施設費2,210万2千円をそれぞれ減額するものです。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を、5,430万円と定めるものです。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長 それでは議案第50号、平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、要点のご説明をさせていただきます。

それぞれ精算見込みに伴うものが主ですが、まず歳入ですが、8ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金の加入者分担金ですが、当初94戸程度見込んでおりましたが、実際には43戸の減少という見込みで389万1千円減額をさせていただきます。

2款使用料及び手数料の1項使用料では、水道使用料140万5千円を減額、2項手数料では、検査手数料6万8千円を減額させていただきます。

9ページをお願いいたします。

6款繰入金の1項他会計繰入金では、事業の精算に伴いまして、一般会計からの繰入金1,094万3千円を減額。

9款市債の簡易水道事業借換債では、これまで借入れていた資金のうち、7%以上の高利率のものに対しまして、今回新たに無利子での振興資金への借りかえができるということで2,540万円を追加させていただきます。

次に歳出ですが、10ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費では、事業の精算見込みに伴いまして

美土里給水区で検針委託料1万円の減額。

2款施設費の1項施設管理費では、1,205万9千円減額させていただいておりますが、その主なものとしまして、管理運営費では、業務委託料で水道台帳作成業務、また水質検査委託料などで846万2千円を減額させていただいております。

吉田給水区では、施設の光熱水費などや保守点検業務委託費の精算に伴い187万6千円を減額。

八千代給水区では、ろ過池の保守点検業務などの精算見込みに伴いまして180万7千円を減額させていただいております。

美土里給水区では、施設の修繕料など11万9千円を追加させていただき、甲田給水区では、業務委託費など7万6千円を減額させていただいております。向原給水区では、保守点検業務委託などの精算見込みに伴いまして4万3千円を追加させていただいております。

11ページをお願いします。

2項施設建設費では、八千代給水区の事業の精算見込みによりまして業務委託費など4万9千円を減額。また美土里給水区におきましては、これまで懸案でありました横田地区の簡易水道のことに關しまして、19年度、基本計画を策定とするように予定をしておりましたが、水源となる矢賀地区や横田振興会等との協議・説明に時間を要しており、具体的な実施ができませんでしたので、業務委託料といたしまして999万4千円を減額させていただいております。

なお、現在も支所を中心として両地区の代表者の方々などと事業推進に向けて協議、調整を行っており、一定の理解はいただけるものと思っております。このため、平成20年度以降に向けてのこの地区の事業に向けて、今後は取り組みを行うように考えているところです。

3款公債費では、高利率対策としての借換債の借入れに伴い繰上げ償還を行うことで、1目の元金で3,240万5千円を追加させていただき、2目利子につきましては、額の確定に伴い120万円を減額させていただいております。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正ですが、補正前額に簡易水道事業借換債2,540万円を追加させていただき、補正後の額を5,430万円とさせていただきたいとするものです。

以上で説明を終わります。

○松浦議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

14番 杉原洋君。

○杉原議員

横田地区の水源確保についてお尋ねいたします。

横田地区へ予算づけしてあったのができないということで、この横田地区の1年間の取り組みについて、具体的にどのように進めてきて

おられるのか、ひとつお尋ねします。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

横田地区につきましては、まず、当初計画では千人規模の給水区域であるということでしたが、水源調査をさせていただいた結果、おおむね半分程度しか認可が取れないだろうということを前提に、地元の方にも振興会等の役員の方にもお話をさせていただいた経緯があります。

そういう中で実は水源となっているのが、矢賀地区というところで、横田地区とは隣接をしていますが、本郷地区に入るのだということをお聞きしておりますが、矢賀地区に9月ごろに説明会に行かせていただきました。関係者といいますか、地域の方に集まらせていただいて横田地区の状況なり、現在の計画、いずれにしましても水源のあるところ、取らせていただくところがまず了解をいただくというのが大前提だろうということで、協議しながらいきましたが、ちょうど農繁期もあるし、すぐには考えられない、よく検討をしたいということもありまして、11月にまた説明会を持たせていただきましたが、やはり矢賀地区につきましてはこれまでもいろいろ水の問題で、苦労されているという経緯があるので、もう少ししっかり考えたいということと、横田地区の方とのある程度少し話をする必要があるのではないかということがありまして、現在支所を中心に横田地区の振興会の役員さん等と水源の問題、あるいは具体的になりましたら給水範囲をどの程度にするかということについて、詰めていくということなのですが、現在特に水源のことについて、いろいろご協議をさせていただいているのが現状です。

以上です。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松 浦 議 長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りします。

これより議案第50号、平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別

会計補正予算（第4号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第56 議案第51号 平成19年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第2号）

○松浦議長

日程第56、議案第51号、平成19年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

平成19年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第2号）です。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、113万5千円を減額し、予算の総額を1,106万3千円とするものです。

歳入につきましては、繰入金113万5千円を減額するものです。

歳出につきましては、施設費113万5千円を減額するものです。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

それでは、議案第51号、平成19年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第2号）について、要点のご説明をさせていただきます。

歳入ですが、6ページをお願いいたします。

3款繰入金の他会計繰入金では、一般会計からの繰入金として精算見込みに伴いまして113万5千円を減額をさせていただいております。

次に歳出ですが、7ページをお願いします。

2款施設費の施設管理費で、水道台帳作成業務及び水質検査業務の精算見込みに伴いまして113万5千円を減額させていただいております。

以上です。

○松浦議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 　ご異議なしと認め、これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 　討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
お諮りします。

これより議案第51号、平成19年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第2号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 　起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第57 議案第52号 平成19年度安芸高田市水道事業
会計補正予算（第2号）

○松浦議長 　日程第57、議案第52号、平成19年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 　議案第52号、議案名が平成19年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）です。

予算第3条、収益的収入及び支出の既決予定額は、3億714万6千円で補正予定額1,612万6千円を減額し、予定総額をそれぞれ2億9,102万円とするものです。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出につきましては、収入の既決予定額2億3,445万2千円に、補正予定額990万9千円を減額し、予定総額を2億2,454万3千円とし、支出の既決予定額2億9,497万2千円に、補正予定額191万2千円を減額し、予定総額を2億9,306万円とするものです。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額6,851万7千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額473万9千円、及び当年度分損益勘定留保資金6,377万8千円で補てんするものであります。

以上、よろしく審議を賜りたいと思えます。

○松浦議長 　これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

○金岡公営企業部長

公営企業部長 金岡英雄君。

それでは議案第52号、平成19年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）の要点についてご説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について、予算説明資料によりご説明をさせていただきたいと思っておりますので10ページをお願いいたします。

3条予算の関係ですが、収益的収入及び支出双方とも既決予定額3億714万6千円から、1,612万6千円を減額し、補正後の額を2億9,102万円とするものです。

その主なものを申し上げますと、収入の1目給水収益では、大口需要家等が自己水源を開発したり、節水用器具の普及などにより、水需要が当初見込みより減少したことが主な理由で1,445万円を減額、3目その他の営業収益では、維持管理計画策定業務などの精算により249万5千円を減額しております。

2項営業外収益では、3目雑収益で、80万9千円を増額しております。

続きまして支出の主なものですが、それぞれ決算予定額の変更に伴いまして、1款事業費、1項営業費用で1,449万6千円を減額しておりますが、そのうち1目の原水及び浄水費では、光熱水費や動力費などを減額するとともに、吉田・甲田給水区浄水設備修繕費や浄水場のろ過砂入れ替え業務などの追加をさせていただき、合計で567万8千円を増額させていただいております。

2目配水及び給水費では、修繕費や漏水調査業務委託料などの決算予定額の変更に伴い1,064万1千円を減額、4目総係費では、職員の給与費など1,051万5千円の減額し、5目減価償却費では、平成18年度の決算により固定資産が確定したことに伴い103万2千円を増額をさせていただいております。

2項営業外費用の消費税については、事業費の変更に伴い52万9千円を増額、また4項予備費では196万4千円を減額させていただいております。

続きまして、4条関係の資本的収入及び支出についてですが、13ページをお願いします。

収入ですが、1款資本的収入の既決予定額2億3,445万2千円から990万9千円を減額し、予定総額を2億2,454万3千円とさせていただきたいとするものです。その主なものとしましては、それぞれ事業の決算見込みに伴い、1項分担金では、吉田給水区でアパートなどの借家が多く建設されたことに伴い、水道加入者分担金403万2千円を増額、2項工事負担金では、吉田給水区で下水工事に伴う水道管移設工事負担金が減額したことや、甲田給水区の甲立浄水場移転事業の県負担金が精算見込み等により減少したことにより3,034万1千円減額、4項企業債では、繰上げ償還に伴う企業債の借入れとして2,220万円を増額させていただいております。5項出資

金では、甲立浄水場移転事業費減少により、580万円を減額させていただきたいとするものです。

次に、支出ですが、1款の資本的支出の既決予定額2億9,497万2千円から、191万2千円を減額し、予定額を2億9,306万円とさせていただくものです。

1項建設改良費では、4,596万7千円を減額しておりますが、主なものはそれぞれ事業の決算見込みに伴い、1目原水及び浄水設備新設改良費で吉田給水区で工事請負費206万円の増額、2目配水施設新設改良費では、甲田給水区の下水道工事に伴う水道管移設工事が減少したことなどにより工事請負費など合わせて428万3千円を減額させていただいております。3目営業設備費では、量水器の購入数の減少により100万7千円の減額、4目甲立浄水場移転事業費では、事業量の減少に伴い委託料や工事請負費など4,273万7千円を減額させていただいております。

2項企業債償還金では、借換債の借入れに伴い繰上償還を行うため、4,405万5千円を増額させていただいております。

この予算にかかります予定損益についてご説明申し上げますので7ページをお願いいたします。

営業利益では、1の営業収益の2億7,664万6千円から、2の営業費用2億4,319万9千円の差引額、3,344万7千円となっております。

経常利益では、営業利益額3,344万7千円に、3の営業外収益78万6千円を加え、4の営業外費用3,421万円控除した額、2万3千円となっております。したがって、当年度純利益としましては、5の特別利益、6の特別損失はございませんので、2万3千円となっております。

なお、この額に前年度繰越利益剰余金3,008万2千円を加えた、当年度未処分利益剰余金の額としましては、3,010万5千円となっております。

続きまして、この予算にかかります貸借対照表についてご説明申し上げますので8ページをお願いいたします。

まず資産の部ですが、1の固定資産の合計額は、28億7,854万2千円を、2の流動資産の合計額は、1億1,996万4千円です。

したがって資産合計額は、29億9,850万6千円です。

9ページをお願いします。

負債の部ですが、3の流動負債の合計額は54万8千円となっており、負債合計額も同額で54万8千円です。

次に資本の部ですが、4の資本金の合計額は12億9,033万7千円で、5の剰余金合計額17億762万1千円で、資本金合計額と剰余金合計額を合わせた資本合計額は、29億9,795万8千円となっております。したがって、負債資本の合計額は29億9,8

50万6千円です。

予算書の2ページにお戻りをいただきたいと思います。

補正予算書の第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費としましては、職員給与費の既決予定額5,368万4千円から補正予定額875万1千円を減額し、予定総額を4,493万3千円とするものです。

なお、5ページに資金計画の補正、6ページに給与明細書を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上です。

○松浦議長 以上で要点説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議時間は都合により延長したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、本日の会議は延長いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りします。

これより議案第52号、平成19年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第58 議案第53号 平成20年度安芸高田市一般会計  
暫定予算

日程第59 議案第54号 平成20年度安芸高田市国民健康  
保険特別会計暫定予算

日程第60 議案第55号 平成20年度安芸高田市老人保健  
特別会計暫定予算

- 日程第 6 1 議案第 5 6 号 平成 2 0 年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計暫定予算
- 日程第 6 2 議案第 5 7 号 平成 2 0 年度安芸高田市介護保険特別会計暫定予算
- 日程第 6 3 議案第 5 8 号 平成 2 0 年度安芸高田市介護サービス特別会計暫定予算
- 日程第 6 4 議案第 5 9 号 平成 2 0 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計暫定予算
- 日程第 6 5 議案第 6 0 号 平成 2 0 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算
- 日程第 6 6 議案第 6 1 号 平成 2 0 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計暫定予算
- 日程第 6 7 議案第 6 2 号 平成 2 0 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計暫定予算
- 日程第 6 8 議案第 6 3 号 平成 2 0 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計暫定予算
- 日程第 6 9 議案第 6 4 号 平成 2 0 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計暫定予算
- 日程第 7 0 議案第 6 5 号 平成 2 0 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計暫定予算
- 日程第 7 1 議案第 6 6 号 平成 2 0 年度安芸高田市水道事業会計暫定予算

○松 浦 議 長 日程第 5 8、議案第 5 3 号、平成 2 0 年度安芸高田市一般会計暫定予算の件から日程第 7 1、議案第 6 6 号、平成 2 0 年度安芸高田市水道事業会計暫定予算の件まで 1 4 件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長 議案第 5 3 号から議案第 6 6 号までの提案理由について説明を申し上げます。

平成 2 0 年度の一般会計、特別会計、当初予算につきましては、本年 4 月に市長選挙が執行されますことから、3 カ月の暫定予算とさせていただきます。最初に議案第 5 3 号、平成 2 0 年度安芸高田市一般会計暫定予算についてです。

暫定予算の総額は、歳入 5 5 億 8, 2 9 9 万 8 千円、歳出 4 8 億 2, 1 6 4 万 2 千円とするものです。

債務負担行為につきましては、4 件で、し尿処理施設整備事業につきましては、その限度額を 3 5 億円とするものです。

次に、一時借入金につきましては、借入限度額を 1 億円とするものです。

議案第 5 4 号、平成 2 0 年度安芸高田市国民健康保険特別会計暫定予算です。

暫定予算の総額は、歳入6億8,848万8千円、歳出12億9,059万4千円とするものです。

歳入が歳出に対して不足する額につきましては、一時借入金により対応し、その借入限度額を6億210万6千円と定めるものです。

次に議案第55号、平成20年度安芸高田市老人保健特別会計暫定予算についてです。

暫定予算の総額は、歳入4億2,479万7千円、歳出4億6,447万8千円とするものです。

歳入が歳出に対して不足する額につきましては、一時借入金により対応し、その借入限度額を3,968万1千円と定めるものです。

次に議案第56号、平成20年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計暫定予算についてです。

暫定予算の総額は、歳入9,691万1千円、歳出が1億807万円とするものであります。

歳入が歳出に対して不足する額につきましては、一時借入金により対応し、その借入限度額を1,115万9千円と定めるものです。

次に議案第57号、平成20年度安芸高田市介護保険特別会計暫定予算についてです。

暫定予算の総額は、歳入4億8,000万円、歳出が9億3,013万6千円とするものであります。

歳入が歳出に対して不足する額につきましては、一時借入金により対応し、その借入限度額を4億5,013万6千円と定めるものです。

次に議案第58号、平成20年度安芸高田市介護サービス特別会計暫定予算についてです。

暫定予算の総額は、歳入680万4千円、歳出1,123万7千円とするものです。

歳入が歳出に対して不足する額につきましては、一時借入金により対応し、その借入限度額を443万3千円と定めるものです。

次に議案第59号、平成20年度安芸高田市公共下水道事業特別会計暫定予算についてです。

暫定予算の総額は、歳入1,401万1千円、歳出6,416万円とするものであります。

歳入が歳出に対して不足する額につきましては、一時借入金により対応し、その借入限度額を5,014万9千円と定めるものです。

次に議案第60号、平成20年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算についてです。

暫定予算の総額は、歳入3,034万5千円、歳出2億8,364万4千円とするものであります。

歳入が歳出に対して不足する額につきましては、一時借入金により対応し、その借入限度額を2億5,329万9千円と定めるものです。

次に議案第61号、平成20年度安芸高田市農業集落排水事業特別

会計暫定予算についてです。

暫定予算の総額は、歳入2,185万5千円、歳出1億1,004万1千円とするものです。

歳入が歳出に対して不足する額につきましては、一時借入金により対応し、その借入限度額を8,818万6千円と定めるものです。

次に議案第62号、平成20年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計暫定予算です。

暫定予算の総額は、歳入2,503万3千円、歳出1億6,589万6千円とするものです。

歳入が歳出に対して不足する額につきましては、一時借入金により対応し、その借入限度額を1億4,086万3千円と定めるものです。

次に議案第63号、平成20年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計暫定予算についてです。

暫定予算の総額は、歳入30万3千円、歳出308万5千円とするものです。

歳入が歳出に対して不足する額につきましては、一時借入金により対応し、その借入限度額を278万2千円と定めるものです。

次に議案第64号、平成20年度安芸高田市簡易水道事業特別会計暫定予算です。

暫定予算の総額は、歳入5,254万5千円、歳出1億2,070万9千円とするものです。

歳入が歳出に対して不足する額につきましては、一時借入金により対応し、その借入限度額を6,816万4千円と定めるものです。

次に議案第65号、平成20年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計暫定予算についてです。

暫定予算の総額は、歳入50万7千円、歳出315万5千円とするものです。

歳入が歳出に対して不足する額につきましては、一時借入金により対応し、その借入限度額を264万8千円と定めるものです。

次に議案第66号、平成20年度安芸高田市水道事業会計暫定予算についてです。

予算第3条は、水道事業の経営活動に伴い発生すると予定される収益とこれに対応する費用を計上したもので、収益的収入及び支出の予定額を2億8,190万5千円とするものです。

予算第4条には、県道改良工事に伴う水道管移設工事の資金の予定額で、資本的収入の予定額を565万5千円、資本的支出の予定額を495万2千円とするものです。

予算第5条に定めます企業債の限度額を70万円、予算第6条に定めます、一時借入金の限度額を5,000万円とそれぞれ定めるものです。

次に、予算第7条、第8条の予算の流用については、企業経営の効

率的運営のため、収益的支出と資本的支出の間においては、相互に流用することはできないが、各項の間の流用することができることを定めると同時に、予算に定める職員給与費については、相互間の流用ができることを定めるものです。

以上、14議案について、よろしく審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより一括質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。

本14件については議長を除く19名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認めます。よって本案14件については、議長を除く19名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 5時08分 休憩

午後 5時09分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長 それでは休憩を閉じて再開いたします。  
先ほど予算審査特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。

ここに、その結果を通知いただいておりますので、報告いたします。  
今定例会において設置されました、予算審査特別委員会の委員長には20番、亀岡等君、副委員長には2番、秋田雅朝君が選任をされました。

以上報告いたします。

~~~~~○~~~~~

○松浦議長 以上で、本日の日程は終了いたしましたので、散会いたします。
次回は、2月27日、午前10時に再開いたします。
ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 5時10分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員

